

令和7年度 1月定例教育委員会



笛吹市

笛吹市教育委員会

令和 7 年度 1 月定例教育委員会会議日程

日 時 令和 8 年 1 月 9 日(金) 午後 2 時 開会
場 所 笛吹市役所市民窓口館 302・303 会議室

- 1 開会
- 2 教育長挨拶
- 3 前回議事録の承認及び今回議事録署名委員の指名
(1 月議事録署名委員 加賀美委員、押山委員)
- 4 教育長報告
- 5 各課報告、連絡事項
- 6 議事
 - (1) 報告第 10 号 令和 7 年笛吹市議会第 4 回定例会の報告について
 - (2) 議案第 22 号 令和 7 年度末笛吹市立小・中学校県費負担教職員人事異動方針について
 - (3) 議案第 23 号 笛吹市スポーツ推進計画(案)について
 - (4) 議案第 24 号 笛吹市部活動地域展開推進協議会委員委嘱について
- 7 その他
- 8 閉会

次回定例教育委員会 令和 8 年 2 月 6 日(金) 午後 2 時 開会
市民窓口館 302・303 会議室

報告第10号（1月）

**令和7年笛吹市議会第4回定例会の報告
について**

教育委員会

令和7年笛吹市議会第4回定例会提出追加議案一覧表(令和7年12月17日(最終日)追加提出)

件数	議案番号	題名	主管課
1	議案第148号	動産の取得について(水槽付ポンプ車購入(八代分団第1部)(明許))	防災危機管理課
2	議案第149号	人権擁護委員の候補者の推薦について	市民活動支援課
3	同意第10号	教育委員会委員の任命について	教育総務課

同意第 10 号

教育委員会委員の任命について
教育委員会委員に次の者を任命したいので、同意を求める。

住 所 笛吹市春日居町桑戸 472 番地 2

氏 名 古屋 修二

生年月日 昭和 33 年 10 月 20 日

提案理由

委員の任期満了に伴い、教育委員会委員を任命する必要があるため、
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、
同意を求めるものである。

同意第 10 号 参考資料

氏名 古屋 修二
ふるや しゅうじ

生年月日 昭和 33 年 10 月 20 日 (67 歳)

住所 笛吹市春日居町桑戸 472 番地 2

職業 支援員

最終学歴 東海大学(昭和 56 年 3 月卒業)

(略歴)

昭和 57 年 4 月	富士吉田市立下吉田中学校教諭 採用
平成 22 年 4 月	峡東教育事務所 指導主事
平成 24 年 4 月	笛吹市立春日居中学校教頭
平成 26 年 4 月	峡東教育事務所 地域教育主幹
平成 28 年 4 月	笛吹市立春日居小学校校長
平成 29 年 4 月	笛吹市立春日居中学校校長
平成 31 年 3 月	退職
平成 31 年 4 月	山梨県教育庁社会教育課 非常勤嘱託職員
令和 2 年 4 月	山梨県教育庁生涯学習課 会計年度任用職員
令和 6 年 4 月	B 型就労支援事業所「みのり」支援員(至現在)

(公職歴)

平成 31 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日	笛吹市社会教育委員
平成 31 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日	人権擁護委員

任命理由

永年に渡る教育現場及び教育行政での豊富な経験と識見を持ち備え、本市の教育振興及び発展に寄与されており、教育委員会委員に適任である。

**令和7年 笛吹市議会 第4回定例会
[議案に対する質疑及び一般質問]一覧**

番号	質問者	質疑及び質問事項	
1	渡辺 清美 議員	1	災害予測「耳で聴くハザードマップ」導入を
		2	新総合防災情報システムについて
2	荻野 陽子 議員	1	本市における子どもの貧困対策について
3	鈴木 駿一 議員	1	市民通報システムについて
		2	笛吹市内空き店舗及び空きテナントの改修について
4	三枝 賢治 議員	1	鳥獣害被害の現状と対策について
		2	地域経済の現状と人材確保に向けた取り組みについて
5	樋口 滉人 議員	1	笛吹市中学生英語力向上への施策
		2	可燃ごみステーションの増設
6	河野 智子 議員	1	上下水道料金の改定について
		2	夏休み中の子どもへの食事の提供について
7	松本 なつき 議員	1	市内道水路の安全対策（蓋掛け・転落防止）の早期実施について
8	中川 秀哉 議員	1	子どものインフルエンザワクチン接種の公費助成について
		2	笛吹市社会体育施設管理について伺う

令和7年 笛吹市議会第4回定例会一般質問に関する質問及び回答

○ 荻野陽子 議員

2-1 本市における子どもの貧困対策について

(1)「生活保護及び準要保護世帯の過去5年間の子供の人数と課題」について 答弁

生活保護世帯に属する0歳から18歳までの子供は、令和2年度が37人、令和3年度が41人、令和4年度が38人、令和5年度が47人、令和6年度が43人です。

準要保護世帯の子供は、令和2年度が555人、令和3年度が547人、令和4年度が535人、令和5年度が523人、令和6年度が522人です。

いずれの人数も、同水準で推移しており、生活支援や教育支援の強化が課題と捉えています。

(5)「貧困対策」について

答弁(抜粋)

教育支援については、市費負担で小中学校に講師等を配置する学校教育事業や、週1回、教員OBが自宅へ訪問する学習・生活支援事業を行っています。また、県が実施主体となり、生活保護世帯の中学生から高校生までを対象に、民間の学習塾等を無償で利用し、希望する大学等への進学を目指す山梨県子ども未来進学支援事業などを行っています。

経済的支援については、給食費等を無償化しているほか、児童扶養手当支給事業、子どもすこやか医療費助成事業、ひとり親家庭医療費助成事業、保育の実費徴収に係る補足給付、要保護及び準要保護児童生徒就学援助等の補助や、生活困窮者自立支援事業など、自立した生活基盤づくりに向けた支援を行っています。

○ 三枝賢治 議員

4-1 鳥獣害被害の現状と対策について

(1)「過去3年間における、被害件数、被害額、被害が多発している地域と、児童生徒の登下校における安全対策」について

答弁(抜粋)

児童生徒の登下校における安全対策については、シカやイノシシ、熊などの目撃情報があった場合には、速やかに保護者へメール等で周知するとともに、教職員が付き添っての集団下校や地域のボランティアによる見守り活動などを実施しています。

○ 橋口滝人 議員

5-1 笛吹市中学生英語力向上への施策

(1)「英検などの資格取得実績を踏まえた英語教育の現状」について

答弁

児童生徒の英語力を向上させていくためには、英語への関心や学習意欲を高めていくことが重要です。

英検は、児童生徒が自らの英語力を把握できる試験の一つであり、その取得率が英語への関心の高さを知るための指標にもなると考えています。

本市においては、英検の取得率が高いとは言えない状況にあり、本市の児童生徒が更に英語力を高めていくことができるよう、英語に慣れ親しみ、関心を高めていくための取組を進めていく必要があると考えています。

(2)「赤尾好夫翁の大いなる遺産を尊重し、成果を得るための方策」について

答弁

赤尾好夫氏が創設に携わった英検は、実社会で役立つ英語力の習得と向上を促進する取組であるとともに、進学や就職などに際し、英語力を証明する仕組みの一つとしても広く知られています。市では、令和8年度から小中学校のALTを現在の10人から22人に増員し、ALTが通常の授業はもちろんのこと、課外活動にも参画し、児童生徒の英語への関心を高め、英会話力や総合的な英語力の向上に努めていくことを目指しています。

これらの成果を得るための一つとして、英検取得率の活用を検討しており、まずは市内の全中学校で英検受験の環境を整えるなど、児童生徒が英検を積極的に受験できるような環境や仕組みを構築することで、英検取得者の増加を目指します。

(3)「ALT採用の目的、費用と効果」について

答弁

新たな英語教育推進事業は、ALTの拡充を図ることによって、児童生徒の英語力の強化を進めるとともに、将来にわたって国際社会で活躍し、市の未来を拓くことができる人材の育成につなげることを目的としています。ALTを10人から22人に増員することで、小中学校の全ての英語の授業にALTを配置することができます。招致するALTは、フィリピン人としています。フィリピン人は、明るく元気な国民性で、相手を緊張させない雰囲気づくりが得意であり、児童生徒や教職員と馴染むのも早く、また、フィリピンは英語が公用語であるため英語力も高いと評価されています。現在、本市の小中学校に勤務するALT10人のうち6人がフィリピン人であり、いずれのALTも親しみやすく、児童生徒や教職員と積極的にコミュニケーションを図りながら指導しています。児童生徒がこれまで以上に英語に慣れ親しみ、関心を持って取り組みやすくなるよう、今回招致するALTもフィリピン人としました。

本市では、ALTの受入れを、JETプログラムと英語講師派遣事業者からの派遣による2つの方法で行っています。

費用面について、これまで本市が活用してきたJETプログラムにおいては、令和6年度決算額でALT一人当たりの年額を算出すると、人件費が約344万円、社会保険料や雇用保険料が約33万2千円、家賃補助が約28万5千円、それ以外にアパート更新費や火災保険料、帰国時の渡航手配等に要する費用などを市が負担し、総額で約482万2千円となります。JETプログラムは、地方交付税措置の対象であり、令和6年度は一人当たり約480万5千円の交付税措置がありました。

また、英語講師派遣事業者からのALTの派遣委託においては、令和6年度決算額でALT一人当たりの経費は年額408万1千円です。地方交付税措置や国、県などからの補助金もないため、全額が市の負担となります。

一方、現在準備を進めている令和8年度からの新たな英語教育推進の取組においては、ALTを会計年度任用職員として採用し、年額で給料が306万円、通勤手当が5万円、社会保険料及び雇用保険料が42万6千円で予算要求を行っています。

この新たな取組を進めるに当たり、令和7年3月、「笛吹市外国語指導助手受入支援及び管理業務委託」として、プロポーザルを通じ事業者と、2億4,315万5千円で契約しました。

契約の内訳としては、自治体間交流の協定先となる自治体の選定、協定締結の事前準備、協定先自治体への渡航準備や渡航中の支援等を行う「協定締結支援業務」として約359万3千円。

招致するALTの人材確保や入国支援、地域の生活習慣等に係る事前研修、来日後の住居や生活環境に係る基盤構築の支援等を行う「受入支援業務」として約205万5千円。

任用した ALT の「管理業務」として、令和 8 年度から令和 10 年度まで、毎年約 7,916 万 9 千円を支出します。

管理業務の年額約 7,916 万 9 千円の内訳については、年度によって差が生じるため参考値となります。消費税を除き、直接人件費が約 4,500 万円、洗濯機や冷蔵庫、ベッド、パソコンなどの生活用品のリース代等が約 1,300 万円、車両リース代やガソリン代、入国時航空券等、業者が ALT を支援する際の滞在費等の旅費交通費が約 300 万円、教材購入費や資料印刷費が約 35 万円、これらの費用に 10 パーセントを乗じた一般管理費が約 600 万円となります。

費用のうち、5 割以上を直接人件費が占めますが、管理業務では、ALT が母国から遠く離れた日本において、安定した生活を送り、その能力を遺憾なく発揮できるよう、食料品や日用品の買い物の付き添い、事故や病気など緊急時の対応、通勤時等の移動手段の確保、在留資格の更新、健康管理など、ALT の日常生活全般を業者が支援します。

また、ALT が日々の業務を適正に行えるよう、教育課程に基づくカリキュラムの作成や監修、学校と連携した指導、助言などの業務支援を行います。

さらに、ALT が実践的な指導力の取得や資質の向上を図れるよう、日常的なティーチングやフォローアップ、定期的なスキルアップ研修といった ALT の資質向上に係る支援のほか、ALT が授業のみならず、課外活動や夏期休業などを活用した特別プログラムなど市独自の取組を計画的に実施するための支援を行います。

このような多様な取組を管理業務として行うため、これらを主に担う担当者として、ALT5 人に対して 1 人以上のコーディネーターを配置し、業務を着実に推進します。

令和 8 年度の ALT 一人当たりの費用は、先ほど述べた人件費及び管理業務の委託料を合わせて約 713 万 5 千円です。

従前よりも事業費は高くなりますが、外国自治体との自治体間交流協定等に基づき ALT を招致し、任用することで、国から ALT 一人当たり年額で 517 万 7 千円の交付税措置があるため、財政的な負担を軽減しながら、ALT の充実強化を図ることができます。

今回の取組の効果については、交付税を活用できるという財政面もその一つではありますが、それ以外にも事業費に見合った様々なことが期待できます。

招致する ALT は、業務委託先が経営する語学学校で英語講師として 3 年間以上の経験を持ち、さらには 4 年間以上の大学教育や、英語を母国語としない人に向けた英語教授法である TESOL などの受講を修了した者であることを条件としており、一人一人が、英語教育の ALT としての質が保証されています。JET プログラムは、教員資格等の要件がなく、質にばらつきがあることが課題の一つであったため、これが解消されます。

令和 8 年度以降、このように質の高い ALT が、全ての英語活動や英語授業に参画します。また、授業以外にも、課外活動や学校行事など、様々な場面でコミュニケーションを取ります。このほか、市独自の取組として、ALT が行う夏期休業等を活用した特別プログラムを計画するなど、これまでにない多彩な活動を行います。

児童生徒は、授業や学校生活において日常的に ALT と触れ合い、会話することで、自然と英語に触れ、親しむことができ、リスニングやスピーチングといった英会話力の向上を図ることができます。

ALT を活用した教職員向けの英会話研修なども計画しており、児童生徒だけでなく、教職員の英語力及び英語指導力の向上にも寄与します。

管理業務の中に含まれる ALT への日常生活全般のサポートについては、従来、市の正規職員が昼夜問わず担ってきた業務となります。今回の業務委託により、専門性の高い事業者が 24 時間体制で ALT の生活のサポートを担うことで、生活面での不安が解消され、ALT が教育活動に専念することができます。職員の事務負担の軽減につながることはもちろんですが、単にそれだけでなく、適切な役割分担の下で、安定した ALT の受け入れ環境を構築できると考えます。

業務委託先には、他自治体において、今まで蓄積してきた多くのノウハウがあります。これらを活用する中で、本市が目指す児童生徒への英語力の向上が期待できる内容となっています。

なにより、他自治体で実績をあげている英語教育プログラムが市内全ての学校に一元的に展開で

きることに大きな期待を寄せており、業者と連携をしながら、児童生徒の英語力の向上に向けたプログラムを着実に進めていきます。

(4)「県採用英語教師への能力の向上」について

答弁

県採用教員の配置は、県教育委員会の人事によって行われています。県教育委員会では、英語科教員の採用試験において、英検1級取得者に加点する仕組みを設け、高い語学力を持つ教員の確保に努めています。また、教員の英語力や指導力を向上させるため、実践的なオンライン研修会や、小学校英語指導専科教員を対象とした指導力向上研修会などを実施しています。

市としても、県採用の教員の英語力向上を図るため、今回採用するALTを活用し、実践的な英会話研修会を3回以上開催します。

○ 河野智子 議員

6-2 夏休み中の子どもへの食事の提供について

(1)「長期休暇後に体重が減少する子供の把握と原因」について

答弁

学校では、年3回、1学期の健康診断時、2学期及び3学期の始めに発育測定を実施し、長期休業後の体重の減少を含め、測定結果を常に把握しています。今年度の夏休み後の発育測定では、特に気になる児童生徒はいませんでした。

長期休業明けに体重が減少した児童生徒がいた場合は、担任、養護教諭及び保護者で情報共有を行い、個別に健康相談を実施しているほか、学校や家庭での日常の過ごし方について聞き取り調査も実施します。

体重が減少する原因としては、家庭での食事のバランスの悪さ、運動などが考えられます。ただし、貧困との関連性については判断が難しいと認識しています。

(4)「夏休み等の長期休暇中の食事提供」について

答弁

学校給食センター等での調理は、学校給食が対象で、当該学校に在学する全ての児童生徒に授業日の昼食時に実施するとしています。

このため、夏休み等の長期休業中に児童生徒に対して、学校給食センター等で食事を調理し提供することは考えていません。

市では、令和8年度からの新規事業として、こども食堂など子供への食事の提供等をする団体に補助金を交付する「子どもの居場所づくり支援事業」の実施を予定しており、こうした補助事業で地域の団体の活動を支援する中で、子供への食事提供の機会を拡充していきます。

○ 松本なつき 議員

7-1 市内道水路の安全対策(蓋掛け・転落防止)の早期実施について

(2)「安全対策の実施場所」について

答弁

道路や水路等の安全対策のうち、行政区からの地区要望については、評価細目表に基づき、要望箇所の通学路の指定の有無、道路の幅員、見通しの悪さ、歩行者や車両の通行量などの11項目を

点数化し、70点以上のものを実施しています。

通学路については、「笛吹市通学路交通安全プログラム」に基づき、市教育委員会、学校、道路管理者、警察、保護者の代表、地域の代表等が連携し、毎年1回合同点検を実施しており、安全対策を要望された箇所について、緊急性が高いものから実施しています。

○ 中川秀哉 議員

8-2 笛吹市社会体育施設管理について

(1)「社会体育施設の利用者からの意見要望」について

答弁

社会体育施設を利用された方から、指定管理者が夜間管理を外部委託している事業者の窓口対応について、改善を求める御意見をいただきました。

市では、指定管理者に対して、事実確認を行うとともに、市民サービスの向上を最優先に、夜間管理業務における対応の在り方について改善を図るよう、指導を行いました。

(2)(3)「各施設の管理人のうち時間外に第三者が勤務する場合の対策」「各社会体育施設の管理マニュアル」について

答弁

市では、指定管理者に係る基本協定書及び指定管理者仕様書の中で、市が指定管理者に求める施設の適正な管理運営、維持管理の内容について定め、施設の運営を指定管理者に委ねています。

そのため、これまで社会体育施設の管理マニュアルは作成していませんでしたが、施設利用者に提供されるサービスが、一定の水準を保つことができるよう、施設の管理運営に関する手順や窓口対応をまとめたマニュアルを作成し、指定管理者と共有していきます。

議案第22号（1月）

令和7年度末笛吹市立小・中学校県費負担教職員人事異動方針について

学校教育課

令和7年度末笛吹市立小・中学校県費負担教職員人事異動方針について

笛吹市教育委員会

1 基本方針について

山梨県教育委員会が定めた「令和7年度末公立小・中学校教職員人事異動実施要綱」に基づき、令和7年度末笛吹市立小・中学校県費負担教職員人事異動の基本方針を次のとおりとする。

- (1)本市の教育水準の向上を図るため、適材を適所に配置することに努める。
- (2)教育の機会均等を図るため、性別、年齢、経験等に配慮し、各学校の教職員組織の活性化と均衡化に努める。
- (3)清新な気風を導入するため、同一校の長期勤務者の異動を行うとともに、有能な新採用教員を配置し、学校の活性化に努める。
- (4)教職員の増減等地域の実情を考慮し、他地区との交流に努める。

2 細部事項について

- (1)教職員の異動基準については、山梨県教育委員会が定めた「令和7年度末公立小・中学校教職員人事異動実施要綱」「令和7年度末学校事務職員人事異動基本方針」「令和7年度末学校栄養職員人事異動基本方針」に準拠する。
- (2)教職員の人事交流については、山梨県教育委員会が定めた「山梨県公立小・中学校教員人事交流要綱」「山梨県公立小・中学校事務職員遠隔地人事交流要綱」「山梨県公立小学校・中学校及び山梨県立特別支援学校と国立大学法人山梨大学教育学部附属小学校・中学校・特別支援学校との人事交流実施要綱」「令和7年度末山梨県教育委員会事務局等教員人事交流要綱」に準拠する。
- (3)校長及び教頭、主幹教諭の登用については、「山梨県公立小・中学校の校長及び教頭候補者の選考に関する要綱」及び「山梨県公立小・中学校の主幹教諭候補者の選考に関する要綱」による「校長採用候補者名簿及び教頭昇任候補者名簿」及び「主幹教諭採用候補者名簿」に登載された者から登用する。また、特例任用校長は、「山梨県市町村（組合）立小中学校における特例任用校長設置要綱」による「特例任用の対象」とされた者から登用する。

議案第23号（1月）

笛吹市スポーツ推進計画(案)について

生涯学習課

「第2期笛吹市スポーツ推進計画」の策定について

1 推進計画策定の背景

スポーツ庁は、国のスポーツ政策の方向性を示すものとして、令和4年3月に「第3期スポーツ基本計画」を策定しました。また、令和7年6月にはスポーツを取り巻く社会の変化に対応するため、50年ぶりにスポーツ基本法を改正しました。

山梨県も国的基本計画に基づき、令和6年3月に次期「山梨県スポーツ推進計画」を策定しました。

本市では、令和3年9月に「笛吹市スポーツ推進計画」を策定し、基本理念である「スポーツで育む「こころ」と「からだ」笑顔あふれる 笛吹市」のもと、スポーツ振興に取り組んできました。

今般、本市の現行計画が終期を迎えるため、国及び山梨県の計画を参照しながら、更なるスポーツ振興発展に向け次期「第2期笛吹市スポーツ推進計画」を策定しました。

2 推進計画の概要

「第2期笛吹市スポーツ推進計画」は、国がスポーツ推進に必要な視点として示した、スポーツを「する」「見る」「支える」、スポーツを「つくる／はぐくむ」、スポーツで「あつまり、ともに、つながる」、スポーツに「誰もがアクセスできる」の6つの視点を踏まえた施策に取り組み、市民がスポーツを通じて、生涯にわたり心身ともに健康な生活を営み、笑顔があふれるこころ豊かな暮らしの実現を目的とする。

【計画の位置づけ】

スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第10条に基づき、教育委員会が国が定めたスポーツ基本計画を参照して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画を定めるもの。

【計画期間】

令和8年度から令和12年度までの5年間

【基本理念】

スポーツで育む「こころ」と「からだ」 笑顔あふれる 笛吹市

【基本目標及び具体的施策】

1 生涯スポーツの振興

- (1) 多様性に応じたスポーツの機会創出
 - ・関係団体と連携し、誰もが参加できるスポーツ・レクリエーションの普及
 - ・高齢者や運動習慣がない人を対象とした運動教室の開催
- (2) トップアスリートに触れる機会創出
 - ・ヴァンフォーレ甲府の試合観戦の機会や、選手と交流する場の提供
 - ・全国規模の大会を誘致し、レベルの高い競技スポーツの観戦機会の提供
 - ・スポーツ講演会においてトップアスリートを身近に感じる場の提供
- (3) スポーツによる地域活性化・コミュニティづくり
 - ・本市の観光資源(宿泊施設等)を活用した大会や合宿の誘致促進
 - ・各種団体と協働し、スポーツによる交流事業の実施
- (4) 障がい者のスポーツ活動の推進
 - ・やまなしパラスポーツセンターやスポーツ推進委員会などと連携し、障がいのある人が気軽に参加できる教室やイベントの実施
 - ・誰もが利用しやすいユニバーサルデザインを実現した施設の整備
 - ・トップパラアスリートによる講演会などを開催し、パラスポーツの理解と魅力の発信
- (5) 中学校部活動の地域展開
 - ・笛吹市部活動地域展開推進協議会の設置
 - ・学校部活動の教育的な意義の継承と多様な主体と連携しながらの部活動の地域展開の推進

2 健康づくりの推進

- (1) 子どものスポーツ機会の充実
 - ・スポーツを通じて多様な世代の子どもがふれあう場を提供し、健全な心の育成の推進
 - ・各種団体と協働してスポーツ教室などを開催し、子どもの運動能力の向上及び運動機会の提供
- (2) 高齢者のスポーツ機会の充実
 - ・ウォーキングや軽スポーツなどスポーツ・レクリエーション活動の推進
 - ・関係団体と連携し、年齢や体力に応じた運動教室の開催

3 スポーツ施設の充実

(1) スポーツ施設の環境整備

- ・各種競技に特化した専門性の高い施設への整備
- ・体育施設の LED 化・空調設備の整備
- ・利用者のニーズに基づく運営管理を実施し、施設利用の普及・促進

4 スポーツ団体及び指導者の育成、支援

(1) スポーツ団体の活動の支援

- ・笛吹市スポーツ協会及び笛吹市スポーツ少年団の活動支援
 - ・国際大会出場者への奨励金交付
 - ・全国大会、関東大会出場者への補助金交付
- #### (2) 指導者の育成、確保
- ・関係団体と協働し、各種スポーツ指導者育成・確保の支援
 - ・未就学期及び小学校低学年の指導者を対象に、アクティブ・チャイルド・プログラムの普及

第2期笛吹市スポーツ推進計画(案)

笛吹市教育委員会

第2期笛吹市スポーツ推進計画（目次）

第1章 計画策定のあらまし

1 計画策定の背景と趣旨	1
2 国・県の方向性	1
3 計画の位置付け	3
4 計画の期間	3
5 本計画とSDGsの関係	4
6 計画における「スポーツ」の範囲	4
7 スポーツ推進のための3つの新たな視点	5

第2章 笛吹市のスポーツを取り巻く現状

1 人口等の現状	6
2 子どもの体力状況	7
3 スポーツ団体の状況	13
4 運動教室・スポーツイベントの開催状況	18
5 スポーツ推進委員の状況	20
6 山梨県立笛吹高等学校及び山梨学院大学との包括連携協定	21
7 体育施設の概要と利用状況	22

第3章 基本構想

1 基本理念	26
2 基本目標	26

第4章 基本施策と具体的な方策

基本目標1：生涯スポーツの振興

(1) 多様性に応じたスポーツの機会創出	27
(2) トップアスリートに触れる機会創出	28
(3) スポーツによる地域活性化・コミュニティづくり	29
(4) 障がい者のスポーツ活動の推進	30
(5) 中学校部活動の地域展開	31

基本目標2：健康づくりの推進

(1) 子どものスポーツ機会の充実	32
(2) 高齢者のスポーツ機会の充実	33

基本目標3：スポーツ施設の充実

スポーツ施設の環境整備	34
-------------	----

基本目標4：スポーツ団体及び指導者の育成、支援

(1) スポーツ団体の活動の支援	35
(2) 指導者の育成、確保	36

施策の数値目標

37

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制	38
2 計画の進行管理	38

参考資料

1 令和6年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果	39
2 笛吹市スポーツ推進審議会委員名簿	42

第1章 計画策定のあらまし

1 計画策定の背景と趣旨

笛吹市は、令和3年9月に「笛吹市スポーツ推進計画」を策定し、基本理念である「スポーツで育む「こころ」と「からだ」笑顔あふれる 笛吹市」のもと、「生涯スポーツの振興」「健康づくりの推進」「スポーツ施設の充実」「スポーツ団体及び指導者の育成、支援」の4つを基本目標に、スポーツ振興に取り組んできました。

近年では新型コロナウイルス感染症拡大や少子高齢化の更なる進行、価値観やライフスタイルの多様化など、スポーツ環境を取り巻く社会情勢が大きく変化しています。

このような状況を踏まえ、本市では国の「第3期スポーツ基本計画」や山梨県の「山梨県スポーツ推進計画」を参照しながら、現行計画の考え方を継承しつつ、誰もが気軽にスポーツを親しむことができるまちづくりを実現できるよう更なるスポーツ振興発展に向け現行計画の見直しを行います。

2 国・県の方向性

(1) 国のスポーツ基本計画の策定

国は、令和4年3月に「第3期スポーツ基本計画」を策定し、第2期スポーツ基本計画で掲げていた「する」「見る」「支える」ことを真に実現できる社会を目指すため、「つくる／はぐくむ」「あつまり、ともに、つながる」「誰もがアクセスできる」の3つの新たな視点を掲げ、令和4年から令和8年の5年間において総合的かつ計画的に取り組む12の施策が示されました。

総合的かつ計画的に取り組む施策	
1. 多様な主体におけるスポーツ機会創出	7. スポーツによる地方創生、まちづくり
2. スポーツ界におけるDXの推進	8. スポーツを通じた共生社会の実現
3. 国際競技力の向上	9. 担い手となるスポーツ団体のガバナンス改革・経営力強化
4. スポーツの国際交流・協力	10. スポーツの推進に不可欠な「ハード」「ソフト」「人材」
5. スポーツによる健康増進	11. スポーツを実施する者の安全・安心の確保
6. スポーツの成長産業化	12. スポーツ・インテグリティ※の確保

出典：スポーツ庁 第3期スポーツ基本計画

※スポーツ・インテグリティ・・・スポーツ界における透明性、公平・公正性のこと

(2) 山梨県スポーツ推進計画の策定

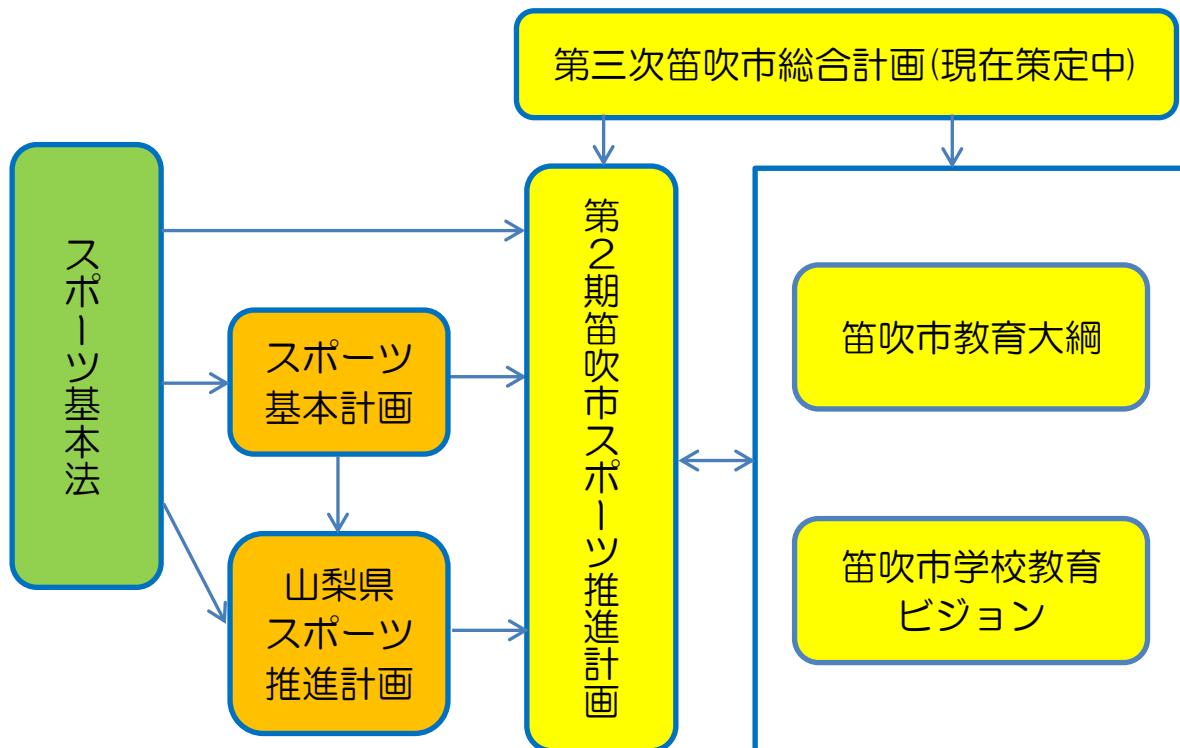
山梨県では、国の第3期スポーツ基本計画を参照し、「だれもが、いつでも、どこでもスポーツに親しめる豊かなやまなしをつくる～「する」「みる」「ささえ」スポーツのさらなる推進！～」を基本理念とした山梨県スポーツ推進計画を策定しました。また、基本理念の実現に向け5つの基本方針と13の政策項目を掲げ、地域住民の健康増進、地域コミュニティの活性化、そして地域経済の活性化を実現することを目指しています。

基本方針	政策項目
I 子どものスポーツ機会の充実	1 子どもの運動時間の増加と体力の向上
	2 運動部活動改革の推進
II 身近にスポーツを楽しむ習慣の定着	1 一人一スポーツの推進
	2 地域スポーツを推進する体制の充実
	3 スポーツにアクセスできる環境の充実
III スポーツによる共生社会の実現	1 誰もがスポーツに親しめる機会の創出
	2 多様なスポーツに触れる機会の創出
IV 自らの可能性に挑戦する選手への支援	1 「次世代」につなぐ戦略的な人材創出
	2 アスリートを支える指導体制の充実
	3 スポーツに専念できる環境の向上
V スポーツによる経済の好循環	1 スポーツの成長産業化
	2 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の開催
	3 東京オリンピック・パラリンピック競技大会の成果の継承

出典：山梨県スポーツ推進計画

3 計画の位置付け

- (1) 本計画は、スポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号）第 10 条に基づき、本市がスポーツに関する施策を関係機関等と連携を図りながら、総合的に推進するための指針として策定します。
- (2) 本計画は、文部科学省の「第 3 期スポーツ基本計画」及び山梨県の「山梨県スポーツ推進計画」を参考に策定します。
- (3) 本計画は、第三次笛吹市総合計画(現在策定中)の将来像を実現するために定めた 3 つの基本目標のうちの「幸せ実感 こころ豊かに暮らせるまち」に基づくとともに、「笛吹市教育大綱」及び「笛吹市学校教育ビジョン」との整合性を図った計画とします。
- (4) 本計画では、市民、学校、関係機関及びスポーツ団体等、地域に係る全ての人々がスポーツ・レクリエーション活動等に取り組む方向性を示します。



4 計画の期間

計画期間は、令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 年間とします。
なお、計画期間中、社会情勢の変化等を勘案し、必要に応じて適宜見直しを行うこととします。

5 本計画と SDGs の関係

SDGs (Sustainable Development Goals) は、2015年9月の国連サミットにおいて全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年を年限とする17の国際目標です。「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指し、開発途上国のみならず先進国を含む全ての国々が取り組む目標です。

本市では、第二次笛吹市総合計画で掲げた市の将来像「ハートフルタウン笛吹～優しさあふれるまち」の実現に向け取り組むことが、SDGs 達成に寄与するものであるという考えの下、令和4年3月に「笛吹市SDGs 推進方針」を策定し、SDGs達成に向けた取り組みを推進しています。

本計画においても、持続可能なまちづくりの実現のため、各施策へ関連する次の目標を示し、取り組んでいきます。



6 計画における「スポーツ」の範囲

本計画では、「スポーツ」の範囲を勝敗や記録を競うことを目的とした競技スポーツや学校体育にとどまらず、軽スポーツやレクリエーション、ウォーキング、体操など、健康や遊び、楽しみを目的とした身体活動なども含め、幅広く捉えるものとします。

また、スポーツを実際に「する人」だけでなく、スポーツの観戦等「見る人」、そして指導者やボランティアといった「支える人」の活動もスポーツとして捉えることとします。

7 スポーツ推進のための3つの新たな視点

これまで市民のスポーツ活動を「する」「見る」「支える」の視点で支援してきましたが、国が「第3期スポーツ基本計画」で示した、スポーツを「つくる／はぐくむ」、スポーツで「あつまり、ともに、つながる」、スポーツに「誰もがアクセスできる」の3つの新たな視点を踏まえ、今後「する」「見る」「支える」のさらなる推進に努めていきます。



出典：スポーツ庁 第3期スポーツ基本計画

第2章 笛吹市のスポーツを取り巻く現状

1 人口等の現状

◆笛吹市の人口推移と将来推計

本市の人口は、平成 17 年の 71,711 人をピークに減少に転じ、令和 2 年には 66,947 人、令和 7 年 9 月末時点では 66,434 人となりました。

また、令和 7 年以降の将来推計人口の推移（5 年毎）をみると、今後も人口減少が見込まれるとともに、年齢 3 階層別では 0～14 歳及び 15～64 歳の割合が減少、65 歳以上の割合は増加となり、引き続き老齢人口の増加が予想されます。

	令和 2 年	令和 7 年 (9 月末時点)	令和 12 年	令和 17 年	令和 22 年	令和 27 年	令和 32 年
人口（人）	66,947	64,679 (66,434)	62,369	59,874	57,153	54,275	51,355
年少人口 (0～14 歳)	12.0%	10.8% (11%)	9.9%	9.4%	9.4%	9.3%	9.0%
生産年齢人口 (15～64 歳)	57.5%	57.0% (58%)	56.1%	53.6%	50.1%	48.3%	47.5%
老齢人口 (65 歳以上)	30.5%	32.2% (31%)	34.0%	37.0%	40.4%	42.4%	43.5%

資料：日本の地域別将来推計人口（令和 5 年（2023）年推計）

2 子どもの体力状況

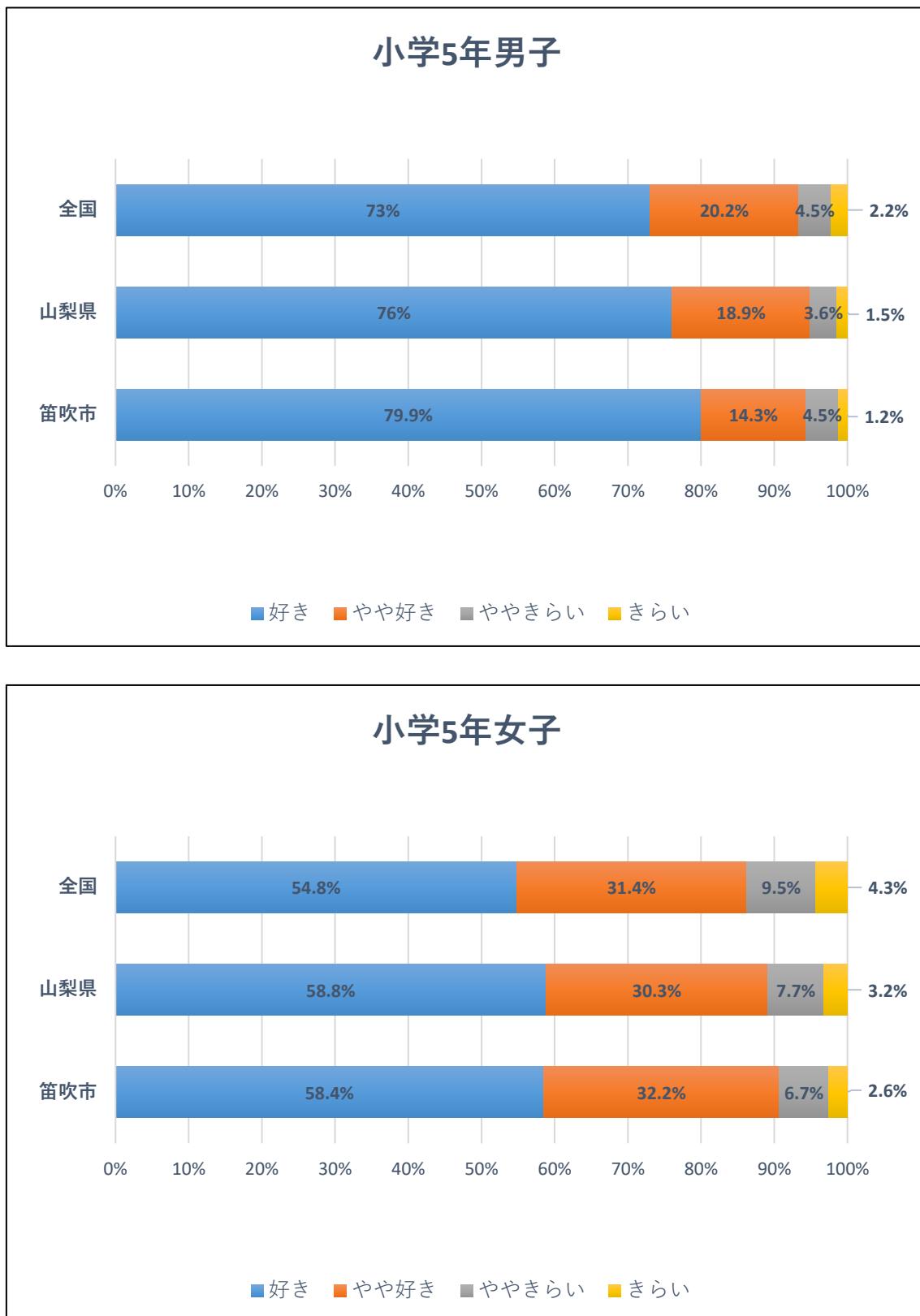
令和6年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査において、市内小学校、中学校の児童・生徒の運動やスポーツに対する意識について、小学校5年生では、「好き」「やや好き」が男子は94.2%、女子は90.6%、中学校2年生では、「好き」「やや好き」が男子は91%、女子は76.5%であり、小学校の男女及び中学校の男子が全国平均を上回っています。また、運動習慣について、1週間の総運動時間では、420分以上の割合が、小学校5年生では、男子が57.1%、女子が33.2%、中学校2年生では、男子が85.8%、女子が68.2%と、小学校及び中学校の男女とともに全国平均を上回る結果となっています。

運動能力について、実技に関する調査（テスト項目：握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、20mシャトルラン（中学校は持久走または20mシャトルランを選択）、50m走、立ち幅とび、ソフトボール投げ（小学校）、ハンドボール投げ（中学校））の集計を見ると、中学校2年生では、男子は持久走を除くその他の種目について、全国を標準（50.0点）に示したT得点を上回り、女子は握力、反復横跳び、立ち幅跳び、ハンドボール投げが全国平均を上回る結果となりました。小学校5年生では、女子のソフトボール投げ、男女の長座体前屈、反復横跳び、50m走が全国平均を上回っています。体力合計点では、中学校2年生の男女は全国平均を上回りましたが、小学校5年生は男女ともに山梨県平均は上回ったものの全国平均を下回る結果となりました。

調査結果により、中学校2年生の男女は1週間の総運動量、体力合計点がともに全国平均及び山梨県平均を上回り、小学校5年生の男女は1週間の総運動量が全国平均及び山梨県平均を上回り、体力合計点が山梨県平均を上回ることが分かります。

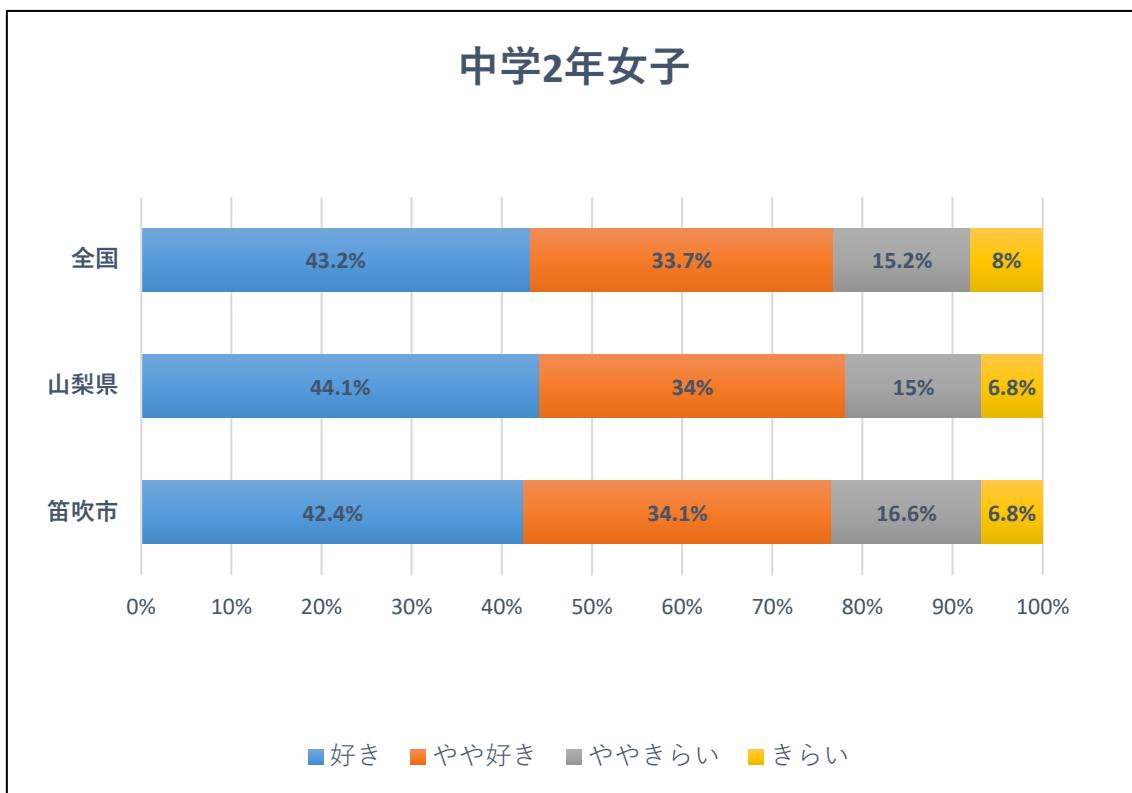
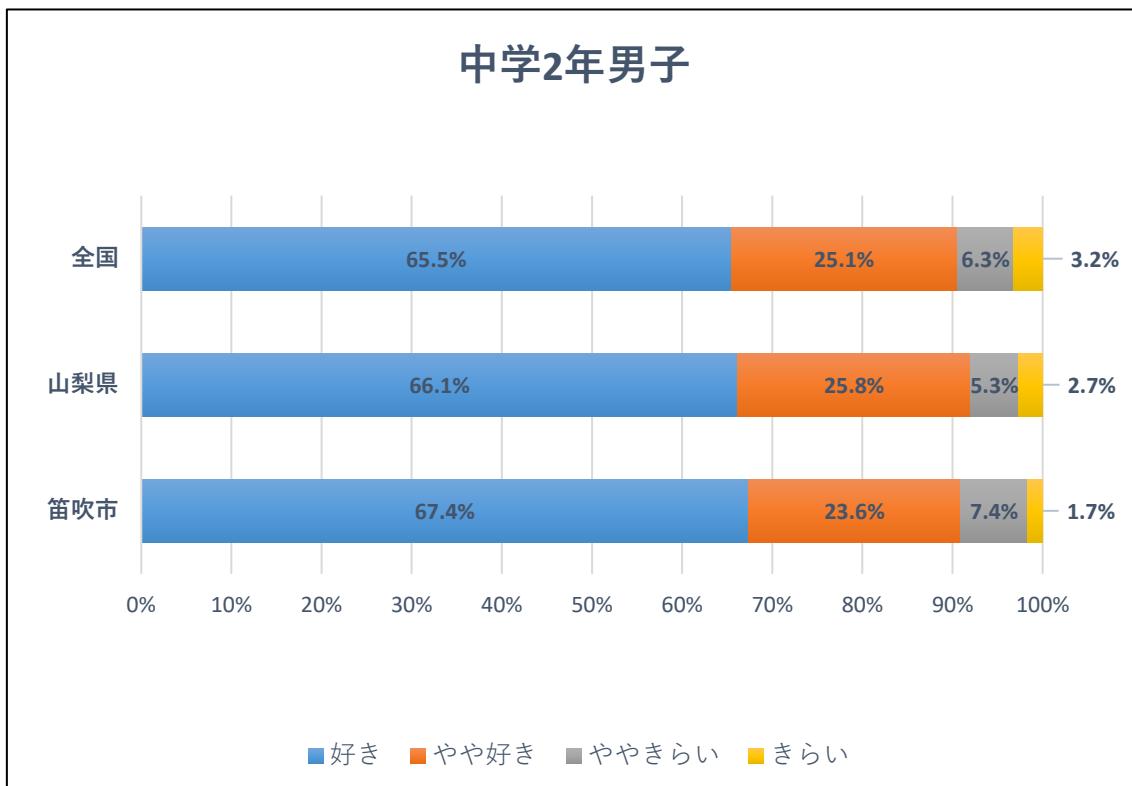
これらのことから、中学校は主な理由として、日頃から部活動を盛んに行っていることが、1週間の総運動時間の多さや体力合計点の高さに表れていると考えられます。小学校は、体力合計点が全国平均を下回ったものの、近年では、減少傾向にあった笛吹市スポーツ少年団の加入者が増加傾向にあることや、新たなライフスタイルや嗜好に応じて一人ひとりが多様なスポーツを選択できる環境であることが運動機会創出の一因となり、1週間の総運動時間の多さが全国平均を、体力合計点が山梨県平均を上回ったことに繋がっていると考えます。

小学校における運動やスポーツに対する意識 (全国、山梨県、笛吹市の比較)



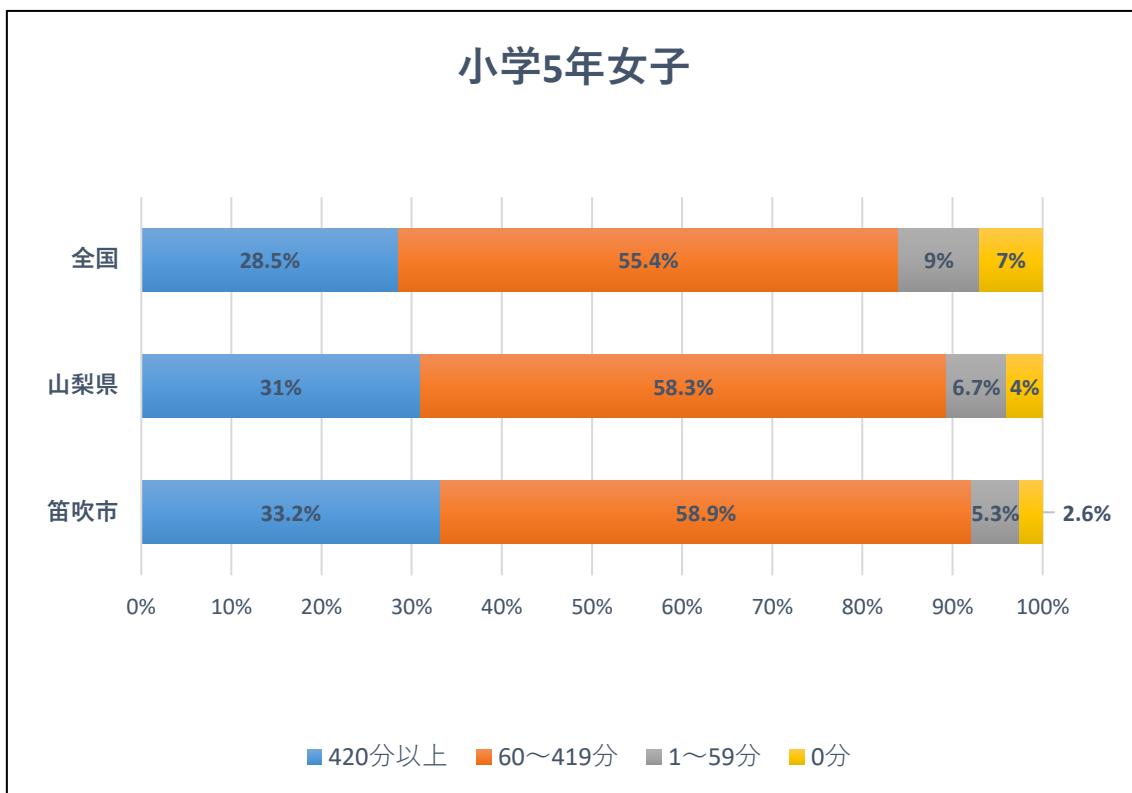
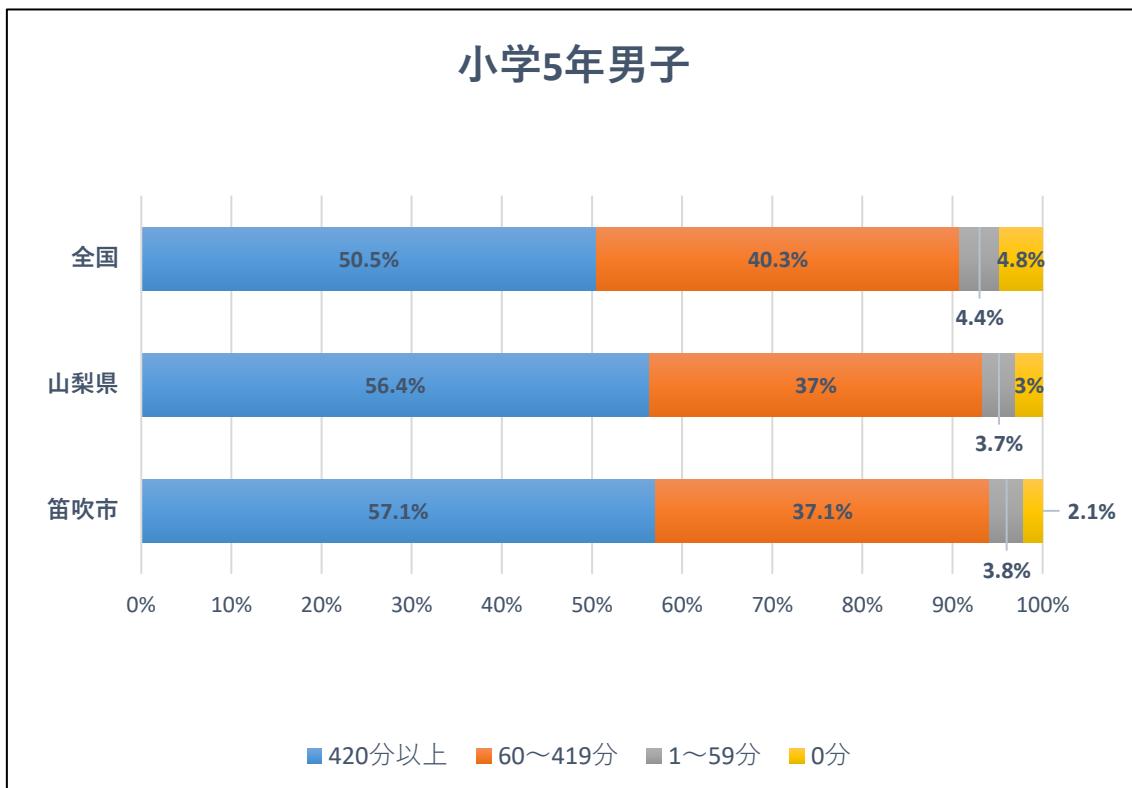
資料：令和6年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査

中学校における運動やスポーツに対する意識 (全国、山梨県、笛吹市の比較)



資料：令和6年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査

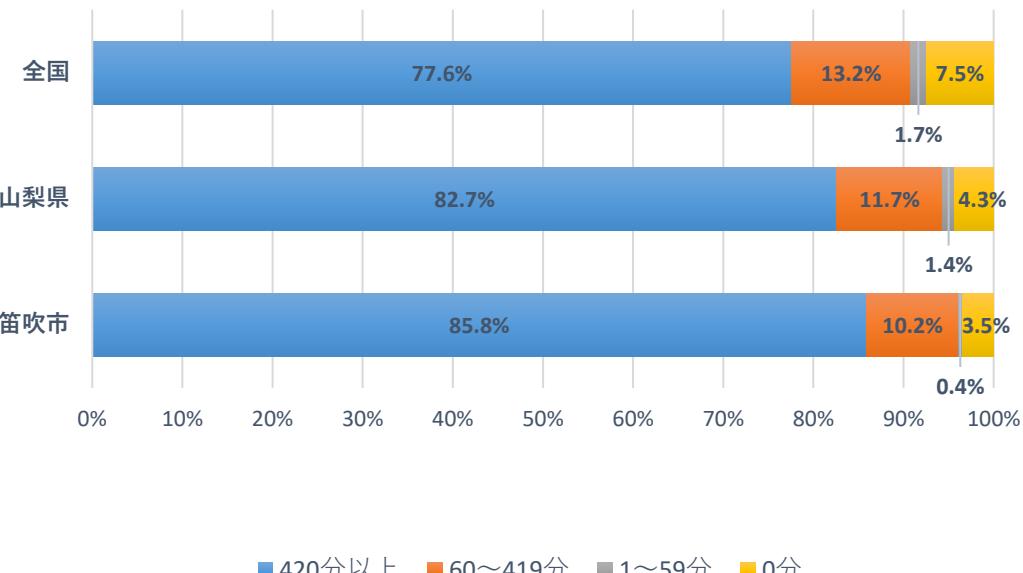
小学校における 1 週間の総運動時間 (全国、山梨県、笛吹市の比較)



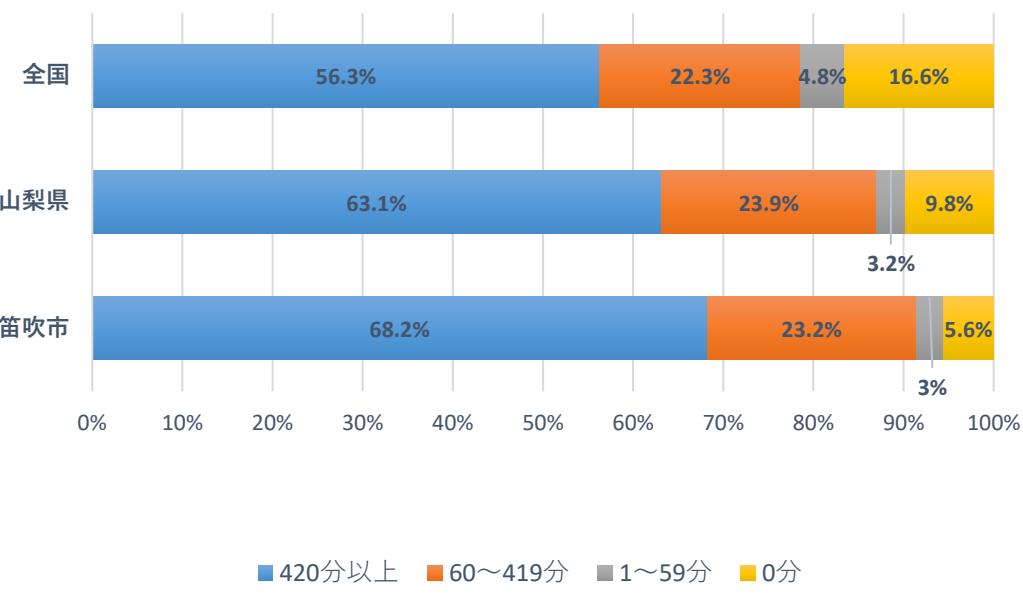
資料：令和 6 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査

中学校における1週間の総運動時間 (全国、山梨県、笛吹市の比較)

中学2年男子

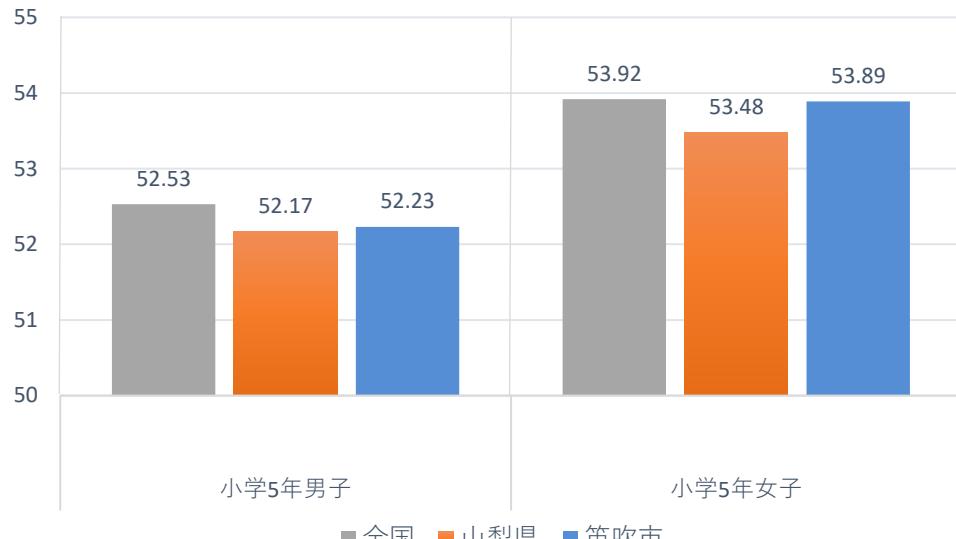


中学2年女子



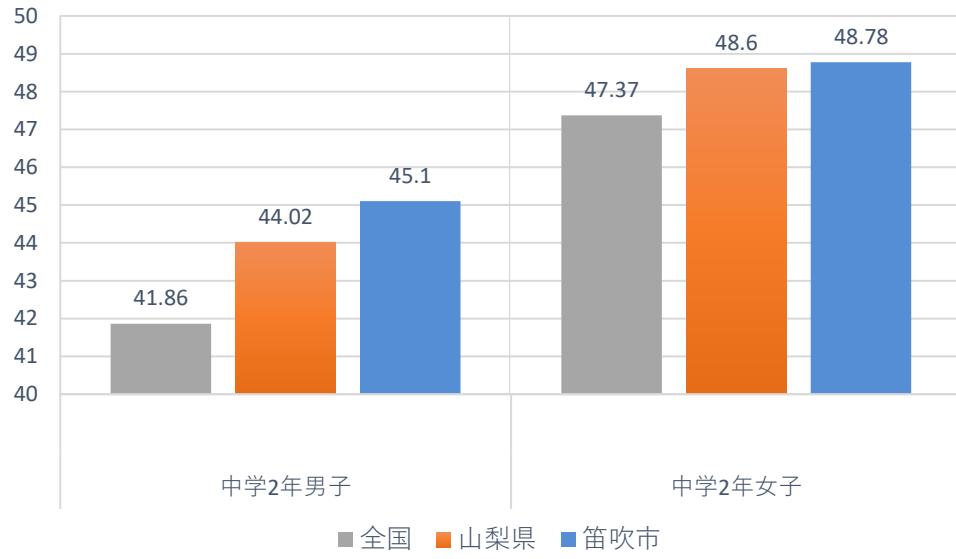
資料：令和6年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査

小学校における体力合計点 (全国、山梨県、笛吹市の比較)



※8種目の体力テストの成績を1点から10点に得点化して合計したもの。

中学校における体力合計点 (全国、山梨県、笛吹市の比較)



※8種目の体力テストの成績を1点から10点に得点化して合計したもの。

資料：令和6年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査

3 スポーツ団体の状況

(1) 笛吹市スポーツ協会

笛吹市スポーツ協会は、令和2年6月に、時代の変化に対応し、「楽しみを求める、勝敗を競ったりする目的で行われる身体運動の総称」である「スポーツ」という言葉をもって、さらなるスポーツ振興を推進するため、笛吹市体育協会から名称を変更しました。

笛吹市スポーツ協会は、市民の体力向上と市民相互の親和を推進するため、市体育祭りや地区スポーツ大会、そのほかフルーツロード駅伝競走大会などの市民参加型スポーツイベントを行っています。

また、山梨県体育祭りでは、笛吹市スポーツ協会の加盟団体の多くが参加し、市の部において令和4年の第75回大会まで2位でしたが、令和5年の第76回大会では甲府市以外で初の総合優勝を遂げました。

笛吹市スポーツ協会の会員数について、令和6年度は3,538人であり、過去5年間（令和2年度から令和6年度）で684人減少しています。新型コロナウイルス感染拡大防止のため活動を自粛する登録団体が多く、また、生活様式の多様化などにより、令和2年度以降会員数減少が継続しています。

笛吹市スポーツ協会の登録団体・会員数の推移

年 度	競技 (種目)	登録団体 (団体)	会員数 (人)
令和2年度	34	34	4,222
令和3年度	34	34	4,100
令和4年度	34	34	3,685
令和5年度	33	33	3,579
令和6年度	34	34	3,538

資料：(公財) ふえふき文化・スポーツ振興財団

(2) 笛吹市スポーツ少年団

笛吹市スポーツ少年団は、「一人でも多くの青少年にスポーツの歓びを」の理念のもと、大会の開催や参加を行っています。

笛吹市スポーツ少年団の団員数及び指導者数について、令和6年度の団員数は973人、指導者数は199人であり、過去5年間（令和2年度から令和6年度）で団員数は95人増加、指導者数は47人減少となっています。また、市内小中学校の児童・生徒のスポーツ少年団への加入者率は平成28年度から令和2年度の5年間は減少傾向にあったものの、令和2年度から令和6年度の5年間では3.17ポイント増加している状況となっています。

団員数は増加傾向にある反面、指導者数は減少傾向となっており、今後の指導者の育成及び確保が課題となっています。

また、笛吹市スポーツ少年団では、子どもの心身の成長を促すため、奉仕活動を行っているほか、指導者の指導力向上のため研修を実施しており、発育段階に応じて身につけておくことが望ましい動きを習得するアクティブ・チャイルド・プログラム等の研修を行っています。

笛吹市スポーツ少年団の団員数・指導者数の推移

年 度	団数(団)	団員数(人)	指導者数(人)
令和2年度	48	878	246
令和3年度	47	938	235
令和4年度	48	922	229
令和5年度	47	966	224
令和6年度	45	973	199

※団員数は幼児、小学生、中学生、高校生の加入人数

資料：(公財)ふえふき文化・スポーツ振興財団

笛吹市スポーツ少年団に加入している小学生及び中学生の団員数及び加入率

年 度	市内小中学校の児童・生徒数(人) [A]	小学生及び中学生のスポーツ少年団団員数(人) [B]	加入率(%) [B/A]
平成28年度	5,300	1,068	20.15
令和2年度	4,875	815	16.72
令和3年度	4,822	926	19.20
令和4年度	4,749	892	18.78
令和5年度	4,657	926	19.88
令和6年度	4,595	947	20.60

資料：(公財)ふえふき文化・スポーツ振興財団

(3) 総合型地域スポーツクラブ

総合型地域スポーツクラブとは身近な地域において、多様な種目を、多世代の人々（子どもから高齢者まで）が、それぞれの志向やレベルに応じて楽しむことができる地域住民が主体的に運営するスポーツクラブです。

本活動を通じ、地域におけるスポーツ振興をはじめ、様々な課題（地域住民の健康増進、体力向上、世代間交流）解決も視野に入れ、スポーツを通じた地域活性化が期待されます。

本市では、平成13年9月から、旧境川村の有志により「わいわいスポーツクラブ」としてトランポリン運動を中心とした活動を開始し、平成23年3月に文部科学大臣が定めるスポーツ基本計画による「総合型地域スポーツクラブ」として設立登録され活動しています。

【わいわいスポーツクラブ】

実施種目・・・トランポリン、スナッギングゴルフ、ティーボール、軽スポーツ（輪投げ、モルック、ディスクゴルフ、スポレック、スポーツ吹き矢他）等

活動内容・・・定期活動・体験教室、イベント（スポーツフェス、泥んこ遊び、出張体験教室他）

年会費・・・個人会員2,000円、家族会員3,000円

会員数・・・81名（令和6年度末時点）

（男54名、女27名 内、障がいのある方1名）



(4) 公益財団法人ふえふき文化・スポーツ振興財団

平成4年5月に地域の芸術文化、スポーツの向上及び住民の福祉の増進等地域の活性化に寄与することを目的として「財団法人いさわ文化・スポーツ振興財団」が設立されました。その後、平成22年1月25日に「財団法人ふえふき文化・スポーツ振興財団」となり、平成24年4月1日に公益財団法人へ移行し、現在に至ります。

笛吹市桃の里マラソン大会の開催や、トップアスリートを招くスポーツ講演会など、様々な文化・スポーツ振興に関する事業を行っています。

笛吹市桃の里マラソン大会は、毎年桃の花の時期に合わせて開催され、ハーフ、10km、3.5kmなどの部門に分かれており、子どもから高齢者までが参加し健脚を競っています。令和7年4月に開催された第20回大会には県内外から総勢2,709人が参加しました。

また、スポーツ振興に関する事業では、令和6年度は9事業が行われ2,689人が参加しました。

公益財団法人ふえふき文化・スポーツ振興財団は、笛吹市スポーツ協会及び笛吹市スポーツ少年団などの事務局や各種大会の事務局を務めるほか、市内の社会体育施設の指定管理者も受けており、本市スポーツの普及、振興の中核を担っています。

参加数の推移

年 度	桃の里マラソン大会		スポーツ講演会	
	ゲストランナー	参加者数 (人)	講演者	参加者数 (人)
令和3年度	【中止】		高嶋 仁 (元智弁和歌山高校野球部監督)	320
令和4年度	【中止】		大久保 嘉人 (競技:サッカー)	360
令和5年度	無し	1,731	小平 奈緒 (競技:スピードスケート)	400
令和6年度	福士 加代子 (競技:マラソン)	2,828	石川 佳純 (競技:卓球)	500
令和7年度	大迫 傑 (競技:マラソン)	3,308	栗原 恵 (競技:バレーボール)	380

※令和3年及び4年度のマラソン大会は新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催が中止となりました。

資料：(公財) ふえふき文化・スポーツ振興財団

公益財団法人ふえふき文化・スポーツ振興財団が主催するスポーツ振興事業（令和6年度）

No,	事業名	実施期間・会場	事業内容	参加者数
1	第20回笛吹市長杯争奪ソフトテニス大会	5月12日(日) 笛吹市石和中央テニスコート	市内外の中学生から一般までの男女が出場。14部門に分かれ熱戦が繰り広げられた。 126組参加	302人
2	第32回清流杯争奪笛吹わんぱく相撲大会	5月26日(日) 笛吹市石和清流館相撲場	男子小学1~6年・中学生、女子小学校低・高学年・中学生、町対抗団体戦 男子小学456年の優勝選手のうち、県予選で代表になった4・6年生が、8月4日(日)第39回わんぱく相撲全国大会(両国国技館)に出場した。 団体戦3チーム、個人戦37人参加 共催:(一社)笛吹青年会議所	90人
3	第55回石和温泉柔道大会兼第60回笛吹市スポーツ少年団大会	7月28日(日) 笛吹市石和清流館柔道場	市内外の柔道スポーツ少年団が参加し、交流を図った。 団体の部 小学校3部門、中学校1部門 個人の部 小学校男子6部門、女子5部門、中学校男子3部門、女子1部門 19団体、34チーム、298人参加	500人
4	第19回笛吹市軟式野球大会	8月4日(日) 笛吹市石和農村スポーツ広場 石和中学校グラウンド	旧石和町時代の「根津杯」が発展し笛吹市野球大会となった。猛暑のなか、市内の企業・同級生等がチームを編成し熱戦を開催した。 11チーム、222人参加	240人
5	笛吹市市制施行20周年記念 笛吹市スポーツ講演会特別企画 「石川佳純47都道府県サンクスツア—in山梨・笛吹市」	10月6日(土) 笛吹市いちのみや桃の里スポーツ公園体育館	元卓球女子日本代表でオリンピック3大会連続メダリスト石川佳純氏を招き、卓球教室とトークショーを開催した。 卓球教室では、市内の小中学生約70人を対象に実技指導や直接対戦が行われた。トークショーでは、参加者からの様々な質問に答える形で、「心」「技」「体」の大切さや、貴重な経験談などが語られた。 共催:笛吹市	500人
6	第33回スコレーフ旗 少年野球大会	10月19日(土) 笛吹市石和農村スポーツ広場	千葉県「館山市」のチームを招待し、市内外のチームでリーグ戦を行い、交流が図られた。 3チーム、60人参加	110人
7	第3回(通算34回)シン・スコレーカップわんぱくサッカーワークショップ	10月20日(日) 清流公園芝生広場	市内サッカースポーツ少年団を中心としたチームが熱戦を繰り広げた。 小学3年生以下、6人制、5チームによるリーグ戦を午前、午後の2部に分けて開催した。 30チーム、360人参加 共催:笛吹市サッカー協会	610人
8	第32回笛吹市清流杯争奪高等学校弓道大会 第33回笛吹市清流杯争奪中学校弓道大会	11月17日(日) 笛吹市石和清流館弓道場	県内外の弓道選手が熱戦を繰り広げた。中学校男女・高校生男女の団体戦及び個人戦を予選・決勝を行った。 中学校 男子4チーム、女子11チーム 高校 男子9チーム、女子15チーム参加 合計16校 123人	250人
9	第32回清流杯争奪少年剣道大会	12月6日(土) 笛吹市石和清流館剣道場	市内剣道スポーツ少年団が参加。小学生・中学生の部に分かれて予選リーグ、決勝トーナメント戦を行い、熱戦が繰り広げられた。 小学生 4チーム、12人、中学生 7チーム、21人参加	87人

資料：(公財) ふえふき文化・スポーツ振興財団

4 運動教室・スポーツイベントの開催状況

(1) 運動教室

本市では、市スポーツ協会、市スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ及び公益財団法人ふえふき文化・スポーツ振興財団が主催する事業のほか、社会体育の振興を図るために設置されている社会体育指導員により、健康維持や体力向上を目的とした運動教室や、高齢者や運動習慣の割合が低い人を対象に、健康づくりや仲間づくりのための健康教室、体力づくり教室を開催し、市民が運動・スポーツに親しむ機会を提供しています。

また、高齢者の健康促進を目的に、一般社団法人ヴァンフォーレススポーツクラブと共にストレッチや老化予防体操などの健康運動教室も開催しており、参加した方の体力向上につながっています。

なお、「笛吹市特定健診・健康診査質問票」によると、本市における65歳以上の運動習慣は1回30分以上の運動を週2回以上実施し、1年以上継続している者の割合が、令和5年度において、男性29.83%、女性27.28%となっており、国の「国民健康・栄養調査」における同年代の数値（男性43.8%、女性35.0%）を下回っています。しかし、本市は全国有数の果樹地帯であり、農業従事者も多く、調査項目に含まれない日常生活の中で体を動かす習慣のある人も多くいます。

社会体育指導員による運動教室等の回数・参加人数の推移

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
運動教室等開催回数	72回	74回	111回	125回	117回
参加人数	1,375人	1,542人	2,451人	2,888人	3,799人

※令和2年度及び3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、回数が減少しています。

運動習慣の割合

(単位：%)

年齢区分	性別	全国				笛吹市			
		R2	R3	R4	R5	R2	R3	R4	R5
20～64歳	男	—	—	23.8	28.5	22.03	23.72	21.38	26.87
	女	—	—	22.7	22.7	15.17	14.91	15.31	16.3
65歳以上	男	—	—	46.7	43.8	31.72	33.12	33.73	29.83
	女	—	—	40.5	35.0	27.82	28.69	28.07	27.28

※1回30分以上の運動を週2回以上実施し、1年以上継続している者の割合

※令和2年度及び3年度の「国民健康・栄養調査」はコロナウイルス感染拡大防止のため中止となっています。

出典：厚生労働省「国民健康・栄養調査」、笛吹市特定健診・健康診査質問票

(2) スポーツ大会・イベントの開催

本市では、毎年桃の花の時期にあわせて笛吹市桃の里マラソン大会を開催しています。この大会には、関東近県を中心に、全国から多くの参加者が集まります。

このほか、多くの市民にスポーツへの参加の機会を提供するとともに、健康維持、体力の向上を図り、あわせて市民相互のコミュニケーションの向上を目的として、スポーツフェスティバル、市民ウォーク、体力測定を行っています。

市内で開催されるイベントとあわせて開催するスポーツフェスティバルでは、誰もが楽しめる軽スポーツやニュースポーツを行っています。また、市民ウォークは地域の自然景観の中行う散策と軽スポーツを組み合わせ開催しています。これらの活動は、スポーツ推進委員の事業として行われています。

また、県民が気軽に参加し、スポーツ・レクリエーションを楽しみ、交流を深める場とし、生涯スポーツの振興を目的として開催される「山梨県スポーツ・レクリエーション祭」の参加を奨励しており、若年層から高齢者まで多くの方が参加しています。

市主催事業の参加人数の推移 (単位：人)

事業名	R3	R4	R5	R6
スポーツフェスティバル	中止	中止	集計なし	中止
体力測定	中止	23	25	32
市民ウォーク	中止	35	21	28
合 計	—	58	46	60

※令和3年度のスポーツフェスティバル、体力測定、市民ウォークはコロナウイルス感染拡大防止のため中止となりました。

※令和4年度及び6年度のスポーツフェスティバルは雨天のため中止となりました。

山梨県スポーツ・レクリエーション祭 参加人数の推移 (単位：人)

年 度	男	女	合計
令和3 年度	221	77	298
令和4 年度	221	77	298
令和5 年度	203	117	320
令和6 年度	229	88	317

5 スポーツ推進委員の状況

スポーツ推進委員は、令和6年度及び7年度は70人の方に委嘱し、本市のスポーツ推進のための事業の実施に係る連絡調整、市民に対するスポーツの実技指導、その他スポーツの推進に関する指導及び助言を担っています。

スポーツ推進委員は、笛吹市スポーツフェスティバルや笛吹市民ウォークなどの事業を実施しているほか、ニュースポーツの紹介や普及、その他スポーツ行事等への協力、輪投げやカローリング、ボッチャなどの軽スポーツ体験会を実施するなど、多様な場面で運動の機会を提供しています。

委員の資質向上を図るため、心肺蘇生法やAEDの使用方法、けがの対処などの応急手当の資格を取得する普通救命講習会を受講しています。

また、山梨県スポーツ推進委員協議会が実施するリーダー講習会や、体力・運動能力の測定方法を学び、学校現場や体力・運動能力調査などの実践に役立てることを目的としたファミリー健康体力向上アドバイザー養成講習会など、多くの研修に委員を派遣し、委員のスキルアップに努めています。

活動内容

- ・ 笛吹市桃の里マラソン大会の協力(4月)
- ・ 笛吹市スポーツフェスティバルの実施(10月)
- ・ 笛吹市民ウォークの実施(11月)
- ・ 甲斐サミット～輪投げチャレンジの集いへの実施
- ・ 軽スポーツ(輪投げ・ボッチャ等)の推進、普及
- ・ 体力・運動能力調査の協力
- ・ 地区福祉まつり等への協力(軽スポーツブース)
- ・ 市民参加型スポーツイベントの協力
- ・ 普通救命講習会受講
- ・ その他、山梨県スポーツ推進委員協議会で実施する研修会等への参加

6 山梨県立笛吹高等学校及び山梨学院大学との包括連携協定

本市は、教育目標に「広い視野を持ち、地域社会の形成に進んで参画できる生徒の育成」を掲げ、「学んだことを活かす」場面を設定し、積極的に社会参画に資する人材育成を目指している山梨県立笛吹高等学校と、平成 29 年 4 月に包括連携協定※を締結しました。

令和元年度より笛吹高校運動部の競技力向上に資するため、笛吹市役所から元オリンピアンの職員を指導者として派遣し、競技に求められる能力向上を図るためフィジカルトレーニング指導を実施しています。

また、笛吹高校では、授業や部活動で学んだことや経験したことを、小学生や中学生などの異校種間の交流を通して実践で生かす活動を行っています。運動部では、自らの体験や知識を生かして市内スポーツ少年団などの子供たちを指導することで、社会性を身に付けるとともに、自己の技術を確認できることで競技力の向上につなげることと併せて、子どもたちと近い年代の高校生が、その競技の楽しさや魅力を伝えることにより、競技の継続、選手の育成につなげる活動も行っています。

なお、令和 7 年 7 月には新たに山梨学院大学と包括連携協定を締結し、今後さらなる交流事業などを行い、スポーツを通じた地域活性化に取り組んでいきます。



※包括連携協定・・・地域が抱えている様々な課題に対して、自治体と教育機関や民間企業等が双方の強みを活かして課題解決に向けて連携していく取り組み

7 体育施設の概要と利用状況

本市では、市民の体育、スポーツ及びレクリエーションの振興を図り、生活文化の向上のため、社会体育施設（体育館・グラウンド・テニスコート等）のほか、市内小中学校の体育館やグラウンドを学校教育に支障のない範囲として、体育施設利用登録団体に限り利用を認め活用しています。

社会体育施設については、笛吹市春日居柔剣道場以外の施設について、民間事業者や地域のスポーツ関係団体等のノウハウを活用し、より質の高いサービスの提供とともに、施設の維持管理費用を縮減する観点から、指定管理者制度を導入しています。

本市の体育施設の利用状況は、令和6年度の社会体育施設では年間延べ約32万人、学校体育施設の開放では年間延べ約14万人が利用しており、市民誰もがスポーツを親しむことができる場として健康維持や体力づくり、競技力向上に活用されているほか、温泉地として多くの宿泊施設を有する本市は、スポーツ合宿の場として令和6年度は延べ8,117人の宿泊者が利用しています。

また、桃の里マラソン大会や、ソフトテニス、少年野球等の県大会や各種競技の県予選会、ソフトボールやバレーボール等の地区スポーツ大会など、全国大会から地区大会まで多くの競技スポーツ大会の会場として利用されています。

しかし、社会体育施設、学校体育施設ともに経年による老朽化が進み、各施設の修繕には膨大な費用が必要になることから計画的な施設整備・修繕に取り組んでいます。

(1) 体育施設の概要

社会体育施設一覧表

名称	位置	建設年
笛吹市石和中央テニスコート	笛吹市石和町広瀬 588 番地	昭和 58 年
笛吹市石和農村スポーツ広場	笛吹市石和町広瀬 666 番地 1	昭和 62 年
笛吹市石和清流館（柔道場、剣道場、弓道近的場）弓道遠的場、相撲場	笛吹市石和町小石和 700 番地	平成 4 年
笛吹市御坂花鳥の里スポーツ広場	笛吹市御坂町大野寺 250 番地	平成 3 年
笛吹市御坂体育館	笛吹市御坂町尾山 5 番地	昭和 57 年
笛吹市御坂テニスコート	笛吹市御坂町尾山 5 番地	昭和 57 年
笛吹市御坂テニス＆キッズ広場	笛吹市御坂町尾山 32 番地 1	平成 16 年
笛吹市御坂中央弓道場	笛吹市御坂町栗合 374 番地	昭和 52 年
笛吹市御坂成田弓道場	笛吹市御坂町成田 397 番地	平成 3 年
笛吹市いちのみや桃の里スポーツ公園 (グラウンド、体育館、柔道場、剣道場、トレーニングルーム)	笛吹市一宮町末木 1001 番地	平成 8 年
笛吹市一宮スポーツ広場（テニスコート、弓道場）	笛吹市一宮町東原 335 番地 2	昭和 47 年
笛吹市若彦路ふれあいスポーツ館（体育館、柔・剣道場、トレーニングルーム）	笛吹市八代町南 457 番地	平成 4 年
笛吹市若彦路ふれあいスポーツ館 (弓道場)	笛吹市八代町南 457 番地	平成 6 年
笛吹市八代中央スポーツ広場	笛吹市八代町南 527 番地	昭和 58 年
笛吹市八代町南部スポーツ広場	笛吹市八代町米倉 36 番地	昭和 60 年
笛吹市八代中央水泳プール	笛吹市八代町南 497 番地	平成 4 年
笛吹市境川スポーツセンター (グラウンド、体育館、テニスコート)	笛吹市境川町三柄 7 番地	平成 3 年
笛吹市境川弓道場	笛吹市境川町石橋 2445 番地	平成 6 年
笛吹市春日居スポーツ広場 (グラウンド、テニスコート)	笛吹市春日居町鎮目 1323 番地	平成 10 年
笛吹市春日居弓道場	笛吹市春日居町鎮目 1696 番地	昭和 57 年
笛吹市春日居柔剣道場	笛吹市春日居町加茂 147 番地	昭和 57 年
笛吹市芦川スポーツ広場	笛吹市芦川町鶯宿 1613 番地 1	昭和 58 年

(2) 体育施設の利用状況

社会体育施設	(人)			
名 称	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
石和中央テニスコート	35,342	41,349	41,769	10,661
石和農村スポーツ広場	15,892	19,159	17,770	17,170
石和清流館	23,665	29,904	29,476	29,040
御坂花鳥の里スポーツ広場	16,847	17,468	24,255	26,765
笛吹市御坂体育館	29,779	36,756	39,998	39,155
御坂テニスコート	9,292	8,930	9,019	11,871
御坂キッズ広場	870	1,572	2,860	2,239
御坂キッズ広場テニスコート	4,427	3,306	4,225	3,991
御坂中央弓道場	191	57	0	0
御坂成田弓道場	1,053	391	699	770
いちのみや桃の里スポーツ公園(グラウンド)	20,541	24,389	26,704	28,898
いちのみや桃の里スポーツ公園(体育館、柔道場、剣道場、トレーニングルーム)	28,746	37,285	39,357	40,312
一宮スポーツ広場(テニスコート)	7,407	8,028	6,603	7,394
一宮スポーツ広場(弓道場)	673	795	791	752
若彦路ふれあいスポーツ館(体育館、柔・剣道場、トレーニングルーム)	25,197	24,929	30,518	28,554
若彦路ふれあいスポーツ館(弓道場)	187	222	273	319
八代中央スポーツ広場	10,024	7,953	10,807	13,101
八代南部スポーツ広場	2,617	2,710	1,227	1,086
八代中央水泳プール	0	449	1,354	1,674
笛吹市境川スポーツセンター(グラウンド)	5,056	5,173	5,604	7,542
笛吹市境川スポーツセンター(体育館)	10,059	16,413	15,025	16,484
笛吹市境川スポーツセンター(テニスコート)	4,382	4,545	5,177	6,559
境川弓道場	221	259	354	357
春日居スポーツ広場(グラウンド)	9,828	10,871	10,158	11,535
春日居スポーツ広場(テニスコート)	5,678	5,867	5,575	5,933
春日居弓道場	892	1,354	1,454	1,455
春日居柔剣道場	1,260	1,414	1,803	1,792
芦川スポーツ広場	604	1,424	452	703
合 計	270,730	312,972	333,307	316,112

学校開放施設

(人)

名 称	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
石和中学校(グラウンド)	1,220	1,449	2,723	1,933
石和中学校(体育館)	3,584	3,976	2,758	5,199
石和南小学校(グラウンド)	3,015	3,855	4,356	3,231
石和南小学校(体育館)	1,692	2,473	2,759	2,556
石和北小学校(グラウンド)	716	2,704	4,377	9,634
石和北小学校(体育館)	2,295	1,463	3,648	3,528
富士見小学校(グラウンド)	2,991	4,495	5,240	4,057
富士見小学校(体育館)	2,526	3,191	4,090	4,563
石和東小学校(グラウンド)	553	275	415	1,995
石和東小学校(体育館)	231	1,614	1,544	766
石和西小学校(グラウンド)	7,205	8,130	5,856	5,881
石和西小学校(体育館)	3,698	6,140	7,863	11,214
御坂中学校(グラウンド)	0	27	472	0
御坂中学校(体育館)	458	1,535	2,409	0
御坂中学校(格技場)	882	1,000	610	0
御坂西小学校(グラウンド)	3,856	5,118	4,969	7,386
御坂西小学校(体育館)	4,009	4,752	8,089	7,849
御坂東小学校(グラウンド)	1,497	610	2,390	1,930
御坂東小学校(体育館)	327	172	602	948
一宮中学校(グラウンド)	4,873	7,010	9,070	7,246
一宮中学校(体育館)	3,125	4,835	4,615	5,838
一宮西小学校(グラウンド)	1,550	1,165	1,960	2,670
一宮西小学校(体育館)	3,135	2,886	3,314	3,350
一宮南小学校(グラウンド)	100	0	435	660
一宮南小学校(体育館)	1,130	1,589	1,931	2,512
一宮北小学校(グラウンド)	5,930	6,960	11,882	5,487
一宮北小学校(体育館)	1,280	1,480	947	1,050
浅川中学校(体育館)	954	2,307	1,858	2,638
八代小学校(グラウンド)	4,714	4,011	4,512	5,541
八代小学校(体育館)	6,308	6,909	6,751	8,595
境川小学校(グラウンド)	6,420	6,195	6,087	5,187
境川小学校(体育館)	2,842	4,125	3,356	996
春日居中学校(体育館)	3,903	4,870	7,854	7,322
春日居小学校(グラウンド)	1,377	2,000	1,259	1,638
春日居小学校(体育館)	3,475	7,896	7,182	10,042
芦川小学校(体育館)	240	590	425	482
合 計	92,111	117,807	138,608	143,924

第3章 基本構想

1 基本理念

基本理念

スポーツで育む「こころ」と「からだ」
笑顔あふれる 笛吹市

市民誰もがスポーツを「する」「見る」「支える」ことを真に実現するため、「つくる／はぐくむ」「あつまり、ともに、つながる」「誰もがアクセスできる」の新たな視点を踏まえた施策を推進し、スポーツを楽しむことや親しむことで、生涯にわたって心身ともに健康な生活を営み、笑顔があふれるこころ豊かな暮らしの実現を目指します。

2 基本目標

基本理念の実現に向けて、次の4つを基本目標とし、具体的施策の取り組みを進めています。

基本目標1：生涯スポーツの振興

基本目標2：健康づくりの推進

基本目標3：スポーツ施設の充実

基本目標4：スポーツ団体及び指導者の育成、支援

第4章 基本施策と具体的方策

基本目標1：生涯スポーツの振興

(1) 多様性に応じたスポーツの機会創出



<「する」の推進>（「つくる／はぐくむ」の施策）

全ての市民が生涯にわたり心身の健康を維持・増進し、いきいきとした生活を送るため、多様性を認める中でスポーツ活動に取り組める機会の提供に努めます。

関係団体と連携し、社会の状況変化や既存の考え方に対する捉われない柔軟な対応や取り組みを推進することで、性別、年齢、障がいの有無に関係なく、全ての世代がスポーツを気軽に楽しみ、親しめる環境づくりを図ります。

【現状と課題】

近年、社会情勢や生活様式の変化等により、スポーツに触れる機会が減少しています。情報化社会の進展によるデスクワークの増加、仕事や家事に伴う時間の制限、少子高齢化によるスポーツ人口の減少など様々な要因が考えられます。

新たなライフスタイルや多様性に応じたスポーツイベントなどを実施し、誰もが日常的にスポーツ・レクリエーションに親しむ機会を提供することが求められています。

【具体的な取組】

- ◇ 気軽にできるスポーツや健康づくりとしてのスポーツ活動のニーズを捉え、公益財団法人ふえふき文化・スポーツ振興財団、笛吹市スポーツ協会、笛吹市スポーツ少年団、スポーツ推進委員及び総合型地域スポーツクラブなどと連携し、全ての世代が気軽に参加できて楽しめるスポーツ・レクリエーションの普及に努めます。
- ◇ 高齢者や運動習慣の割合が低い人を対象にした健康教室、体力づくり教室の開催など、市民が運動・スポーツに親しむ機会を提供します。

(2) トップアスリートに触れる機会創出



＜「見る」の推進＞（「あつまり、ともに、つながる」の施策）

トップアスリートやプロスポーツチームを身近に感じる機会は、スポーツへの興味関心を高め、子どもたちにとっては努力や挑戦の大切さを感じるきっかけとなります。

アスリートとの交流などを通じてスポーツ人口の拡大や、様々な世代や立場の人が集い、ともにスポーツを楽しみ、つながりを感じることで地域コミュニティの活性化を図ります。

【現状と課題】

本市では、山梨県を本拠地とするプロサッカーチームのヴァンフォーレ甲府のホームタウンとして、公式戦においてサンクスデーを開催し、市民の観戦機会の提供を行っています。また、世界的及び全国的に活躍したアスリートを招き、スポーツ講演会を開催しています。

今後も多様な団体や本市にゆかりのあるアスリートなどと連携し、市民がよりスポーツを身近に感じ、楽しむ機会を創出することが求められます。

【具体的な取組】

- ◇ プロサッカーチームのヴァンフォーレ甲府の公式戦など、プロアスリートを間近で観戦する機会を提供します。
- ◇ プロサッカーチームのヴァンフォーレ甲府の選手との交流機会の提供に努めます。
- ◇ 全国規模の大会やブロック大会の誘致を促進し、市民に身近な場所でレベルの高い競技スポーツの観戦機会を提供します。
- ◇ 交通の利便性など立地条件を活かし、国際大会や全国規模の大会などにおいて、トップチームが大会に備えて実施する強化合宿や事前合宿などの会場として施設利用を促進し、トップアスリートの取り組む姿勢を身近に感じることで、スポーツへの興味関心の高揚を図ります。
- ◇ オリンピック・パラリンピック競技大会などの国際規模のスポーツイベントにおいて、パブリックビューイングなどにより、本市ゆかりのチームや選手を市民が一体となって観戦・応援する機会を提供します。
- ◇ スポーツ講演会においては講演だけではなく、トップアスリートの実技指導を通じ、技術面やモチベーションの向上を図ります。



(3) スポーツによる地域活性化・コミュニティづくり

＜「支える」の推進＞（「あつまり、ともに、つながる」の施策）

スポーツ大会やイベントの開催は、地域の魅力を発信しブランド力を高める観光振興や、世代・立場を越えた住民交流を促し、地域活性化を図る貴重な機会となります。

また、スポーツを「する人」「見る人」だけではなく、「支える人」としてボランティア活動に参加することは、新たなコミュニティづくりの機会となることから、「支える人」の人材確保・育成に努めます。

【現状と課題】

本市は国内有数の温泉郷として多くの宿泊施設を有しており、宿泊を伴うスポーツ合宿の場として、令和6年度は延べ8,117人の宿泊者が体育施設を利用しています。

今後より一層スポーツ大会の開催やスポーツ合宿の誘致に努め、本市の観光資源を活用し、スポーツによる地域活性化に繋げていく必要があります。

また、大会の開催には多くの人員が必要となり、各種団体からのボランティアで対応をしていますが、生活様式の多様化などにより、ボランティアでの人員確保が難しくなっています。今後のボランティア人員の確保や育成のため、参加・活躍しやすい環境づくりが求められます。

【具体的な取組】

- ◇ 桃の里マラソン大会の開催など、観光資源を活用した取り組みを推進して、地域活力の維持向上に努めます。
- ◇ トップレベルの技術やプレーを身近に観戦する機会を市民に提供するとともに、スポーツイベントを通じた交流人口拡大による地域の活性化を図るため、全国規模の大会やスポーツ合宿等の誘致を促進します。
- ◇ 指導者及び審判員の育成・確保に努めます。
- ◇ スポーツを「する」「見る」だけでなく、ボランティアとしてスポーツを「支える」活動に、個人・団体にかかわらず参加できる環境づくりに努めます。
- ◇ 山梨県立笛吹高等学校や山梨学院大学などの教育機関と連携するとともに、スポーツ団体、企業等と協働して、スポーツによる交流事業を実施し、地域活性化に取り組みます。

(4) 障がい者のスポーツ活動の推進



<「する」の推進>（「あつまり、ともに、つながる」「誰もがアクセスできる」の施策）

障がい者が日常的にスポーツを楽しみ、健康づくりや仲間との交流を行う機会の充実に努めます。

また、パラスポーツを体験できる場を提供し、障がいに対する理解や、パラスポーツへの関心を高め、障がい者がスポーツを通じて社会とのつながりを感じられる共生社会の実現を目指します。

【現状と課題】

東京 2020 パラリンピックの開催を契機に、パラスポーツや障がい者に対する関心は徐々に高くなっている一方、パラスポーツに触れる機会は十分ではありません。

誰もが障がいを理解し、パラスポーツを身近に感じることができる機会の創出が求められます。

【具体的な取組】

- ◇ スポーツ推進委員や関係機関と連携し、気軽に参加できるスポーツ教室やイベントを開催し、障がいのある人の社会参画や体力増進を図ります。
- ◇ 障がいの有無にかかわらず、誰もが気軽にスポーツを楽しめる環境や体制づくりのため、ユニバーサルデザインを実現した施設の整備に努めます。
- ◇ やまなしパラスポーツセンターなどと連携を図り、多様な方々へ運動の機会と場の提供に努めます。
- ◇ トップパラアスリートによる講演会などを開催し、パラスポーツへの理解と魅力を発信に努めます。

(5) 中学校部活動の地域展開



<「支える」の推進>（「つくる／はぐくむ」の施策）

学校部活動は、生徒の自主的な学びの場として、スポーツ・文化芸術への興味関心を育み、体力向上や人間関係構築、学習意欲の向上などに貢献してきました。しかし、少子化や教員の働き方改革により、従来の体制での運営が困難になっており、子どもたちがスポーツ・文化芸術活動に触れる機会が減少していく恐れがあります。

スポーツ庁や文化庁、山梨県では、学校部活動の地域展開を推進するガイドラインを策定し、新たな地域クラブ活動の整備を進めています。

笛吹市においても、子どものスポーツ・文化芸術活動の機会確保や教員の負担を軽減するため、地域住民や企業など、多様な主体と連携し、中学校部活動の地域展開を図ります。

【現状と課題】

笛吹市では、少子化の影響で中学校の生徒数が減少しており、令和元年度から令和6年度までの間に市内中学校の生徒数が8.2%減少するとともに、3つの学校部活動が減少しました。今後も生徒数は減少する見込みであり、学校部活動の維持は困難となる恐れがあります。

そのため、部活動の地域展開を通じて、子どもたちがスポーツや文化芸術活動を継続的に経験し楽しめる機会を確保し、学校部活動の教育的な意義も継承していく必要があります。

【具体的な取組】

- ◇ 中学校の部活動とスポーツ・文化活動を行っている団体等との間を調整する地域展開コーディネーターを設置し、地域展開の進捗に努めます。
- ◇ 地域展開が実施できる競技から取り組みを進めて、課題等の検証を行います。
- ◇ 笛吹市部活動地域展開推進協議会を設置し、運営団体から提出された具体的な取り組みや報告された実施状況について多様な立場から検討・意見などをいただき、実施状況の改善に努めます。
- ◇ 地域のスポーツ・文化団体や高等学校・大学などと地域展開に向けての連携に努めます。

基本目標2：健康づくりの推進

(1) 子どものスポーツ機会の充実



<「する」の推進>（「つくる／はぐくむ」の施策）

子どもがスポーツに取り組むことは健康な体づくりや運動能力の向上、社会性や協調性が育まれる大切な機会となります。

生涯にわたりスポーツを楽しみ、心身ともに健やかな成長を支えるため、子どもの運動機会の充実を図ります。

【現状と課題】

本市の令和6年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果において、中学校2年生の男女は体力合計点が全国平均を上回りましたが、小学校5年生の男女は体力合計点が全国平均を下回る結果となりました。

新型コロナウイルス感染症の流行時と比較すると運動する機会は増加していますが、未就学期及び小学校低学年時において運動の大切さや楽しさを伝え、運動の習慣化や子どもの体力向上に繋がる取り組みを推進していくことが必要となっています。

【具体的な取組】

- ◇ スポーツ少年団が実施する各種スポーツ活動への支援を通じて、多種目・多年齢の子どもがふれあう機会づくりを推進し、子どもの健全な身体と心を育成します。
- ◇ 未就学期及び小学校低学年時において、運動・スポーツへの関心を高め、身体を動かすことの楽しさを実感できるよう、アクティブ・チャイルド・プログラムの普及など、競技指導者や子育て中の親子を対象とした教室等の実施を支援します。
- ◇ 市や公益財団法人ふえふき文化・スポーツ振興財団等が行うスポーツ教室において、子どもを対象としたスポーツ教室を開催し、子どもの体力と運動能力の向上及び運動機会の提供を図り、健全な身体と心の育成に取り組みます。
- ◇ スポーツ推進委員と連携し、子ども基礎体力の向上に努めます。
- ◇ 総合型地域スポーツクラブが実施する事業の支援を通じて、子どもがスポーツに触れる機会や、運動に親しむ機会の提供に努めます。
- ◇ 県内のプロスポーツチームや企業、学校と連携し、子どもへ身体を動かすことの大切さや楽しさを伝える事業のほか、運動と健やかな成長に必要な食の大切さを伝える食育など子どもの体力向上、健康増進及び健全育成に関わる取り組みを行います。

(2) 高齢者のスポーツ機会の充実



<「する」の推進>（「つくる／はぐくむ」「誰もがアクセスできる」の施策）

高齢者がいつまでも健康で自立した生活を送るため、年齢や体力、健康状態など一人ひとりのニーズに応じた運動教室などを開催し、気軽にスポーツができる機会を提供することで健康増進や運動習慣の促進を図ります。

【現状と課題】

近年、健康維持や体力向上のためウォーキングやグラウンドゴルフなどのスポーツを生活習慣に取り入れる高齢者が増加しています。

反面、日頃から運動習慣のない方に対してもスポーツに取り組む機会を作る必要があり、高齢者が無理なくスポーツを続けられるよう関係部署と連携し、スポーツに触れる機会の充実に努めます。

【具体的な取組】

- ◇ 高齢者が健康で活力ある生活を送るため、一人ひとりが主体的、継続的に行うウォーキングや軽スポーツ、身体を動かす趣味活動などのスポーツ・レクリエーション活動を推進します。
- ◇ 高齢者が主体的に行う「いきいき百歳体操」を推進し、高齢者自身の健康増進、介護予防などの知識の普及・啓発を図ります。
- ◇ 関係部署や関係団体と連携し、高齢者が年齢や体力に応じた運動教室等の提供に努めます。
- ◇ 高齢者が日常的にスポーツ活動に親しめるよう市内体育施設のユニバーサルデザイン化を図ります。

基本目標3：スポーツ施設の充実

スポーツ施設の環境整備



<「支える」の推進>（「あつまり、ともに、つながる」の施策）

多様な立場の人がスポーツに参加し楽しめる環境づくりを図るため、安全で快適に利用できるスポーツ施設の整備に取り組みます。

また、施設をスポーツ合宿の拠点として活用し、様々な人々や団体とのつながりをもつことで地域活性化を図ります。

【現状と課題】

誰もがスポーツに親しむことができる場としての本市の社会体育施設は、令和6年度には年間延べ約31万人の市民が利用しています。あわせて、市民が日常生活の中で、より身近にもっとスポーツに親しめるよう、本市では社会体育施設だけでなく、従来から市立学校の体育施設の開放も積極的に行っており、令和6年度は年間延べ約14万人の市民が利用しています。

また、市内の社会体育施設等グラウンドについては照明のLED化が完了し市民に利用をして頂いていますが、施設本体については経年による老朽化が進み、維持経費の増加などの課題を抱えています。安全性の確保や快適なスポーツ環境の提供のために、適切な維持管理や計画的な改修を進めています。

なお、全国有数の観光資源を活用し、宿泊を伴うスポーツ合宿の場となっていますが、中には施設の老朽化などにより利用を断念される団体もいます。

【具体的な取組】

- ◇ 現施設の整備や改修を計画的に実施することにより、施設の有効利用及び長寿命化を図り、利用者が安心安全にスポーツ活動を行える施設環境の整備に努めます。
- ◇ 各競技に特化した専門性の高い体育施設への整備を進めます。
- ◇ 体育施設の照明のLED化並びに空調設備の整備を図り、合宿場所としての利便性を高めます。
- ◇ 利用者のニーズを踏まえた適切な運営管理を行い、施設の有効利用、利用促進に努めます。
- ◇ 市民が安心安全にスポーツ活動を行えるよう、施設におけるスポーツ用具の定期点検や保守管理、自動体外式除細動器「AED」の設置及び救急処置などの管理体制の整備を継続的に行い、スポーツ活動によって生じる事故などの防止、軽減を図り安全性の確保に努めます。
- ◇ ボッチャ、輪投げ、ボウリングシャトルなど様々な軽スポーツ用具を広く市民に貸し出し、スポーツ・レクリエーション活動の普及振興に役立てます。

基本目標4：スポーツ団体及び指導者の育成、支援

(1) スポーツ団体の活動の支援



＜「支える」の推進＞（「あつまり、ともに、つながる」「誰もがアクセスできる」の施策）

誰もが気軽にスポーツを楽しみ、集い、スポーツを通じた交流が広がる環境の充実に努め、スポーツ精神の育成と市民相互の親和及び青少年の心身の健全育成を目的に活動するスポーツ団体への支援を行います。

また、競技スポーツは、スポーツの楽しさと感動を与える魅力があり、スポーツへの強い関心を高める原動力となります。

本市では、スポーツ団体と連携し、競技力の向上とともに、市民誰もが平等にスポーツに取り組める「場づくり」の提供に努めます。

【現状・課題】

スポーツ協会が各地域において主催するスポーツ大会の開催を奨励するとともに、社会体育の振興を図るために、笛吹市スポーツ協会及び笛吹市スポーツ少年団が実施する活動に対して補助金交付要綱に基づき補助金を交付し、支援しています。

総合型地域スポーツクラブ「わいわいスポーツクラブ」は、子どもから大人までが、多種多様なスポーツを経験し楽しむことを目的に、N P O団体により主体的に運営されています。

また、本市に所在する団体や在住している者が県を代表して関東大会などに出場する際には、出場費用への補助金交付を行っています。

【具体的な取組】

- ◇ 各地区で開催されるスポーツ大会の開催を支援します。
- ◇ 笛吹市スポーツ協会及びスポーツ少年団の活動を支援します。
- ◇ 総合型地域スポーツクラブの活動場所の確保や情報発信の支援をします。
- ◇ 繙続的に市体育祭りの開催を支援し、市民レベルからの競技力の向上を図ります。
- ◇ 国際大会への出場者に奨励金を交付し、活動を支援します。
- ◇ 全国大会、関東大会（東日本大会、甲信越大会等も含む）に出場する団体や個人に補助金を交付し活動を支援します。
- ◇ 山梨県立笛吹高等学校並びに山梨学院大学との包括連携協定を活用し、スポーツ競技団体の育成に努めます。



(2) 指導者の育成、確保

<「支える」の推進>（「つくる／はぐくむ」の施策）

多様なニーズに対応した指導のもと、誰もが安心してスポーツに取り組み、一人ひとりが自ら考え、行動する主体性を養うことができる環境づくりを図るため、質の高い指導を行える指導者の育成・確保に努めます。

【現状・課題】

これまで、各団体等は自らが研修会や講習会の開催、中央競技団体や他の団体が主催する研修会や講習会に指導者を派遣し、指導技術の向上と指導者の確保に取り組んでおり、スポーツの普及と活性化に大きな役割を果たしてきましたが、競技によっては指導者の高齢化による指導者不足が起きています。

また、指導者から選手への一方的な指導ではなく、選手と信頼関係を築く中で、一人ひとりの価値観やニーズにあわせた指導が求められています。

【具体的な取組】

- ◇ 公益財団法人ふえふき文化・スポーツ振興財団、笛吹市スポーツ協会及び笛吹市スポーツ少年団、スポーツ推進委員と協力し、求められている指導者の育成・確保に関する研修会等の開催を支援するとともに、指導者ライセンスや審判ライセンス取得の普及を推進します。
- ◇ 未就学期及び小学校低学年時において、運動・スポーツへの関心を高め、身体を動かすことの楽しさを実感できるよう、アクティブ・チャイルド・プログラムの普及と指導者の育成を支援します。

施策の数値目標

指標	現状値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 12 年度)
交流事業実施回数	5 回	7 回
市主催事業の参加人数	1,118 人	1,200 人
スポーツ少年団への加入率 (市内小学生及び中学生の 加入者)	20.60%	25.00%
全国体力・運動能力、運動習 慣等調査における体力合計 点の全国体力合計点との比 較（小学 5 年） (市平均／全国平均×100)	男子 99.4% 女子 99.9%	男子 100% 女子 100%
全国体力・運動能力、運動習 慣等調査における 1 週間の 総運動量 420 分以上の割合 (小学 5 年)	男子 57.1% 女子 33.2%	男子 60% 女子 35%
運動習慣の割合(65 歳以上) (1 回 30 分以上の運動を週 2 回以 上実施し 1 年以上継続している者 の割合)	男性 29.34% 女性 28.41%	男性 36% 女性 32%

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

本計画の基本理念である スポーツで育む「こころ」と「からだ」笑顔あふれる笛吹市 の実現に向けて、市民、地域、行政が連携して取り組みを進め必要があります。

(1) 市民の役割

市民一人ひとりが生涯にわたって、自分にあったスポーツ活動に触れあうことが必要です。そのためには、スポーツを行うだけでなく、トップレベルのスポーツ大会の観戦や、指導者やボランティアとして大会や各種スポーツ団体の運営に携わるなど、多様な立場でスポーツに関わることが期待されます。

(2) 地域の役割

地域では、行政区や各種競技団体を中心として、様々なスポーツイベントが開催されています。今後とも、それぞれの特性や強みを生かし、また、多様な主体と連携し、各種スポーツイベントの活性化が求められます。あわせて、これらの活動にあたっては、スポーツ推進委員や市スポーツ協会などを中心としたスポーツイベント実施への支援が求められます。

(3) 行政の役割

行政は、スポーツに関する市民ニーズを的確に把握・分析し、スポーツ活動の推進に必要な事業を実施します。

また、体育施設の適正管理、関係団体との連携を図り、市民の健康づくりを担うため、誰もが気軽にスポーツを親しむことができるまちづくりの実現を目指します。

2 計画の進行管理（評価・見直し）

計画を着実に推進するとともに、計画期間最終年である令和12年度の数値目標として掲げた数値の達成状況で評価するほか、スポーツ環境の変化等に対応するため、事業の進捗状況を検証して、必要に応じて見直しを行います。

参考資料

運動やスポーツに対する意識（全国、山梨県、笛吹市の比較）

(単位：%)

	小学5年男子				小学5年女子			
	好き	やや好き	ややくらい	くらい	好き	やや好き	ややくらい	くらい
全国	73.0	20.2	4.5	2.2	54.8	31.4	9.5	4.3
山梨県	76.0	18.9	3.6	1.5	58.8	30.3	7.7	3.2
笛吹市	79.9	14.3	4.5	1.2	58.4	32.2	6.7	2.6
	中学2年男子				中学2年女子			
	好き	やや好き	ややくらい	くらい	好き	やや好き	ややくらい	くらい
全国	65.5	25.1	6.3	3.2	43.2	33.7	15.2	8.0
山梨県	66.1	25.8	5.3	2.7	44.1	34.0	15.0	6.8
笛吹市	67.4	23.6	7.4	1.7	42.4	34.1	16.6	6.8

資料：令和6年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査

1週間の総運動時間（全国、山梨県、笛吹市の比較）

(単位：%)

	小学5年男子				小学5年女子			
	0分	1~59分	60~419分	420分以上	0分	1~59分	60~419分	420分以上
全国	4.8	4.4	40.3	50.5	7.0	9.0	55.4	28.5
山梨県	3.0	3.7	37.0	56.4	4.0	6.7	58.3	31.0
笛吹市	2.1	3.8	37.1	57.1	2.6	5.3	58.9	33.2
	中学2年男子				中学2年女子			
	0分	1~59分	60~419分	420分以上	0分	1~59分	60~419分	420分以上
全国	7.5	1.7	13.2	77.6	16.6	4.8	22.3	56.3
山梨県	4.3	1.4	11.7	82.7	9.8	3.2	23.9	63.1
笛吹市	3.5	0.4	10.2	85.8	5.6	3.0	23.2	68.2

資料：令和6年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査

実技に関する調査集計 体力合計点（全国、山梨県、笛吹市の比較）

	小学5年男子		小学5年女子	
	体力合計点	全国比	体力合計点	全国比
全国	52.53	—	53.92	—
山梨県	52.17	99.3%	53.48	99.2%
笛吹市	52.23	99.4%	53.89	99.9%
	中学2年男子		中学2年女子	
	体力合計点	全国比	体力合計点	全国比
全国	41.86	—	47.37	—
山梨県	44.02	105.2%	48.60	102.5%
笛吹市	45.10	107.7%	48.78	102.9%

※8種目の体力テストの成績を1点から10点に得点化して合計したもの。

資料：令和6年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査

令和 6 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査 実技に関する調査集計(小学 5 年生)

小学校 5年男子	握力(kg)				上体起こし(回)			
	標本数	平均値	標準偏差	T得点	標本数	平均値	標準偏差	T得点
全国	486,401	16.01	3.87	50.0	483,871	19.19	6.12	50.0
山梨県	2,844	15.94	3.87	49.8	2,816	18.89	5.79	49.5
笛吹市	241	15.47	3.58	48.6	235	18.28	6.49	48.5

小学校 5年男子	長座体前屈(cm)				反復横とび(点)			
	標本数	平均値	標準偏差	T得点	標本数	平均値	標準偏差	T得点
全国	484,153	33.79	8.86	50.0	482,410	40.66	8.27	50.0
山梨県	2,823	33.38	8.67	49.5	2,800	41.19	7.81	50.6
笛吹市	235	34.29	9.76	50.6	234	41.46	7.45	51.0

小学校 5年男子	20mシャトルラン(回)				50m走(秒)			
	標本数	平均値	標準偏差	T得点	標本数	平均値	標準偏差	T得点
全国	479,225	46.90	21.09	50.0	482,023	9.50	1.13	50.0
山梨県	2,717	44.60	19.63	48.9	2,813	9.48	1.07	50.2
笛吹市	226	45.17	19.06	49.2	236	9.41	1.02	50.8

小学校 5年男子	立ち幅とび(cm)				ソフトボール投げ(m)			
	標本数	平均値	標準偏差	T得点	標本数	平均値	標準偏差	T得点
全国	482,833	150.42	23.52	50.0	481,927	20.75	8.25	50.0
山梨県	2,812	148.75	22.65	49.3	2,811	20.60	7.72	49.8
笛吹市	236	147.53	20.97	48.8	234	20.21	6.99	49.4

小学校 5年男子	体力合計点(点)				総合評価(%)					
	標本数	平均値	標準偏差	T得点	標本数	A	B	C	D	E
全国	454,905	52.53	9.64	50.0	454,905	10.3%	21.8%	32.0%	23.0%	12.9%
山梨県	2,561	52.17	9.08	49.6	2,561	8.4%	20.0%	34.7%	24.2%	12.6%
笛吹市	207	52.23	8.97	49.7	207	7.7%	23.7%	32.9%	22.7%	13.0%

小学校 5年女子	握力(kg)				上体起こし(回)			
	標本数	平均値	標準偏差	T得点	標本数	平均値	標準偏差	T得点
全国	468,284	15.77	3.89	50.0	466,222	18.16	5.53	50.0
山梨県	2,852	15.67	3.89	49.7	2,833	17.80	5.53	49.4
笛吹市	265	15.68	3.75	49.8	259	17.01	5.40	47.9

小学校 5年女子	長座体前屈(cm)				反復横とび(点)			
	標本数	平均値	標準偏差	T得点	標本数	平均値	標準偏差	T得点
全国	466,815	38.19	9.16	50.0	464,987	38.70	7.48	50.0
山梨県	2,846	38.18	8.89	50.0	2,829	39.09	7.28	50.5
笛吹市	264	39.21	9.00	51.1	260	39.23	6.74	50.7

小学校 5年女子	20mシャトルラン(回)				50m走(秒)			
	標本数	平均値	標準偏差	T得点	標本数	平均値	標準偏差	T得点
全国	461,523	36.59	15.91	50.0	463,856	9.77	0.97	50.0
山梨県	2,747	33.30	14.15	47.9	2,831	9.79	0.95	49.7
笛吹市	254	33.82	12.58	48.3	254	9.65	0.83	51.2

小学校 5年女子	立ち幅とび(cm)				ソフトボール投げ(m)			
	標本数	平均値	標準偏差	T得点	標本数	平均値	標準偏差	T得点
全国	464,780	143.13	22.08	50.0	463,534	13.15	4.76	50.0
山梨県	2,823	141.58	21.38	49.3	2,815	13.62	4.68	51.0
笛吹市	259	141.51	19.83	49.3	258	14.00	4.78	51.8

小学校 5年女子	体力合計点(点)				総合評価(%)					
	標本数	平均値	標準偏差	T得点	標本数	A	B	C	D	E
全国	439,608	53.92	9.08	50.0	439,608	12.5%	23.3%	33.4%	22.0%	8.8%
山梨県	2,602	53.48	8.68	49.5	2,602	11.1%	21.6%	33.7%	25.4%	8.1%
笛吹市	235	53.89	8.09	50.0	235	9.4%	21.3%	40.0%	23.8%	5.5%

標準偏差 : テスト成績の個人差の大きさを示す。平均値±標準偏差の範囲内に全体の 68%が入る。平均値±標準偏差の 3 倍の範囲内にほぼ全体が入る。

T得点 : 全国平均値との相対的位置を示し、単位や標準偏差が異なるテスト成績を比較する。平均値 50 点の標準得点。

総合評価 : 体力合計点をもとに、A から E の 5 段階で相対的な評価を行っている。A が最も高く、E が最も低い。

資料 : 令和 6 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査

令和6年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査 実技に関する調査集計(中学2年生)

中学校 2年男子	握力(kg)				上体起こし(回)			
	標本数	平均値	標準偏差	T得点	標本数	平均値	標準偏差	T得点
全国	403,700	28.95	7.34	50.0	400,692	25.94	6.29	50.0
山梨県	2,706	30.34	7.58	51.9	2,677	26.58	6.49	51.0
笛吹市	233	31.90	7.18	54.0	229	26.69	6.21	51.2

中学校 2年男子	長座体前屈(cm)				反復横とび(点)			
	標本数	平均値	標準偏差	T得点	標本数	平均値	標準偏差	T得点
全国	400,602	44.47	11.32	50.0	396,812	51.51	9.24	50.0
山梨県	2,685	45.43	11.71	50.8	2,664	52.55	9.82	51.1
笛吹市	226	46.19	10.39	51.5	225	53.85	8.45	52.5

中学校 2年男子	持久走(秒)				20mシャトルラン(回)			
	標本数	平均値	標準偏差	T得点	標本数	平均値	標準偏差	T得点
全国	138,500	410.69	72.68	50.0	294,851	78.98	25.58	50.0
山梨県	38	429.76	75.64	47.4	2,536	80.03	23.75	50.4
笛吹市	3	423.33	73.82	48.3	214	81.78	24.61	51.1

中学校 2年男子	50m走(秒)				立ち幅とび(cm)			
	標本数	平均値	標準偏差	T得点	標本数	平均値	標準偏差	T得点
全国	389,424	7.99	0.94	50.0	391,924	197.18	32.32	50.0
山梨県	2,595	7.93	1.01	50.7	2,623	198.94	34.99	50.5
笛吹市	223	7.94	0.92	50.6	222	203.87	28.78	52.1

中学校 2年男子	ハンドボール投げ(m)			
	標本数	平均値	標準偏差	T得点
全国	383,164	20.57	6.29	50.0
山梨県	2,536	20.98	6.38	50.7
笛吹市	222	22.21	5.97	52.6

中学校 2年男子	体力合計点(点)				総合評価(%)					
	標本数	平均値	標準偏差	T得点	標本数	A	B	C	D	E
全国	343,041	41.86	10.91	50.0	343,041	9.5%	25.2%	34.4%	22.4%	8.5%
山梨県	2,212	44.02	10.52	52.0	2,212	12.7%	29.2%	34.5%	18.5%	5.2%
笛吹市	195	45.10	9.82	53.0	195	12.3%	31.8%	36.9%	15.4%	3.6%

中学校 2年女子	握力(kg)				上体起こし(回)			
	標本数	平均値	標準偏差	T得点	標本数	平均値	標準偏差	T得点
全国	384,905	23.19	4.71	50.0	382,497	21.56	6.06	50.0
山梨県	2,462	23.73	4.74	51.2	2,434	21.94	6.25	50.6
笛吹市	201	24.62	4.46	53.1	201	21.03	6.02	49.1

中学校 2年女子	長座体前屈(cm)				反復横とび(点)			
	標本数	平均値	標準偏差	T得点	標本数	平均値	標準偏差	T得点
全国	383,099	46.47	10.89	50.0	379,864	45.65	7.90	50.0
山梨県	2,450	46.66	10.69	50.2	2,409	46.23	8.09	50.7
笛吹市	202	45.63	10.29	49.2	201	46.25	7.59	50.8

中学校 2年女子	持久走(秒)				20mシャトルラン(回)			
	標本数	平均値	標準偏差	T得点	標本数	平均値	標準偏差	T得点
全国	130,519	309.02	51.84	50.0	279,086	50.67	19.65	50.0
山梨県	47	309.70	83.23	49.9	2,267	50.28	18.70	49.8
笛吹市	2	401.00	264.46	32.3	187	50.51	20.28	49.9

中学校 2年女子	50m走(秒)				立ち幅とび(cm)			
	標本数	平均値	標準偏差	T得点	標本数	平均値	標準偏差	T得点
全国	370,629	8.96	0.90	50.0	375,320	166.32	28.26	50.0
山梨県	2,354	8.90	0.86	50.7	2,390	166.15	30.47	49.9
笛吹市	189	9.00	0.96	49.5	201	167.64	25.41	50.5

中学校 2年女子	ハンドボール投げ(m)			
	標本数	平均値	標準偏差	T得点
全国	369,489	12.40	4.29	50.0
山梨県	2,340	12.87	4.43	51.1
笛吹市	198	13.25	4.68	52.0

中学校 2年女子	体力合計点(点)				総合評価(%)					
	標本数	平均値	標準偏差	T得点	標本数	A	B	C	D	E
全国	331,056	47.37	11.81	50.0	331,056	24.6%	28.5%	27.7%	15.3%	3.9%
山梨県	2,034	48.60	11.59	51.0	2,034	28.4%	28.5%	26.7%	13.3%	3.1%
笛吹市	171	48.78	11.96	51.2	171	33.9%	23.4%	26.3%	12.3%	4.1%

資料：令和6年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査

笛吹市スポーツ推進審議会委員 名簿

令和7年度・令和8年度

役職	氏名	所属等	備考
会長	川崎 正次	学識経験者 笛吹市スポーツ推進審議委員 (H23～副会長、H29～会長)	
副会長	深山 礼	笛吹市スポーツ協会副会長 笛吹市スポーツ推進委員副会長	
	山口 隆夫	学識経験者 笛吹市スポーツ協会副会長	
	高野 道宏	学識経験者 笛吹市スポーツ協会副会長	
	小宮山 尊之	笛吹市スポーツ推進委員	
	大森 純子	笛吹市スポーツ推進委員	
	河野 紳一	笛吹市小中学校長会	
	廣瀬 志保	山梨県立笛吹高等学校校長	
	田中 親吾	学識経験者 (公財)ふえふき文化・スポーツ振興財団事務局長	
	渡辺 修	学識経験者 わいわいスポーツクラブ事務局長	

第2期笛吹市スポーツ推進計画

令和8年 月

発行・編集 笛吹市教育委員会生涯学習課

〒406-0031 山梨県笛吹市石和町市部 809-1

電話 055-261-3338 FAX 055-261-3340

e-mail sports-shinkou@city.fuefuki.lg.jp

議案第24号（1月）

笛吹市部活動地域展開推進協議会委員
委嘱について

生涯学習課

(案)

令和7・8年度 笛吹市部活動地域展開推進協議会委員(敬称略)

No.	氏名	任期	備考
1	河野 紳一	委嘱日～令和9年3月31日	笛吹市立中学校(浅川中学校校長)
2	後藤 央	委嘱日～令和9年3月31日	笛吹市立中学校(部活動運動部代表)
3	赤池 奈保	委嘱日～令和9年3月31日	笛吹市立中学校(部活動文化部代表)
4	深山 礼	委嘱日～令和9年3月31日	笛吹市スポーツ推進委員会(副会長)
5	村松 敏子	委嘱日～令和9年3月31日	笛吹市スポーツ協会(副会長)
6	篠原 誠	委嘱日～令和9年3月31日	笛吹市文化協会(副会長)
7	小宮山 由香里	委嘱日～令和9年3月31日	笛吹市スポーツ少年団(副本部長)
8	渡辺 修	委嘱日～令和9年3月31日	わいわいスポーツクラブ(事務局長)
9	田中 親吾	委嘱日～令和9年3月31日	(公財)ふえふき文化・スポーツ振興財団(事務局長)
10	珠島 ゆかり	委嘱日～令和9年3月31日	笛吹市PTA連合会(会長)
11	川崎 正次	委嘱日～令和9年3月31日	笛吹市スポーツ推進審議会(会長)
12	手塚克巳	委嘱日～令和9年3月31日	笛吹市教育委員会教育部長

笛吹市部活動地域展開推進協議会設置要綱

令和 7 年 12 月 19 日
笛吹市教育委員会告示第 16 号

(設置)

第 1 条 笛吹市立中学校(以下「中学校」という。)の生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するとともに、教職員の働き方改革に伴う業務の負担軽減を図ることを目的に、中学校と地域が協働・融合し、部活動の地域展開を推進するため、笛吹市部活動地域展開推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について協議及び検討を行う。

- (1) 部活動の地域展開の推進に関すること。
 - (2) 地域クラブ活動の運営方法等に関すること。
 - (3) 教職員の部活動指導の負担軽減に関すること。
 - (4) 前 3 号に掲げるもののほか、部活動の地域展開に関し必要な事項
- (組織)

第 3 条 協議会は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱又は任命する。

- (1) 中学校の代表
- (2) 笛吹市スポーツ推進委員会の代表
- (3) 笛吹市スポーツ協会の代表
- (4) 笛吹市文化協会の代表
- (5) 笛吹市スポーツ少年団の代表
- (6) 笛吹市総合型地域スポーツクラブの代表
- (7) 公益財団法人ふえふき文化スポーツ振興財団の代表
- (8) 笛吹市 PTA 連合会の代表
- (9) 笛吹市スポーツ推進審議会の代表
- (10) 教育部長
- (11) その他教育長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から次年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

- 第5条 協議会に会長及び副会長を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選により決定する。
 - 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
 - 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。
- 2 会議は、過半数の委員の出席がなければ開くことができない。
 - 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
 - 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(謝金)

- 第7条 委員が会議に出席したときは、会長にあっては1回当たり6,500円、委員にあっては1回当たり6,000円の謝金を支給する。
- 2 前項の規定にかかわらず、関係官公署の職員であることを理由に委員に委嘱され、又は任命された者については、謝金を支給しない。

(守秘義務)

- 第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

- 第9条 協議会の庶務は、教育委員会生涯学習課において処理する。

(その他)

- 第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。

(会議の招集の特例)

- 2 この要綱の施行の日以後に最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。